

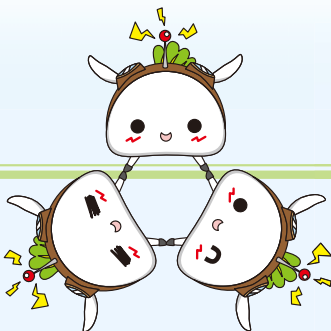
練馬区教育振興基本計画

平成 24 年度 (2012 年度)～33 年度 (2021 年度)



～地域の絆で育む

「心身ともに健康で知性と感性
に富み、人間性豊かな子供」～



平成24年5月
練馬区教育委員会

はじめに

練馬区教育委員会では、平成15年3月に「21世紀の練馬の教育を考える懇談会」の答申を受け、練馬の子供が通いたい、学びたい、共に過ごしたい学校を目指し、特色ある学校づくりや開かれた学校づくりに取り組んできました。

また、平成21年12月に策定された練馬区基本構想とそれを実現するための練馬区長期計画において、次代を担う子供の健やかな成長を支える取組を進めてまいりました。

その間、長引く経済不況や東日本大震災など、様々な社会状況の変化により、子供たちを含め、日本全体が大きな試練に見舞われてきました。

そのような中であっても、次代を担う子供たちが、生き生きと、健康で、未来に対して、夢や希望を抱き成長できるようにすることこそが、教育に与えられた使命であると考えます。

これまで、練馬区教育委員会における取組については、総合的かつ一体的に計画したものがなかったことから、今後、10年間を通じて目指すべき教育の姿を明らかにした「練馬区教育振興基本計画」を策定し、子供たちが夢や希望を持てる教育の実現を図ることとしました。

本計画の策定にあたっては、学識経験者、学校関係者や公募区民からなる「練馬区教育振興基本計画懇談会」から、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿とともに、その実現に向けた基本的視点等について貴重な答申をいただきました。

その答申を踏まえるとともに、これまでの練馬区教育委員会の取組や時代の変化の中で取り組むべき施策を体系的にまとめ、今回、「練馬区教育振興基本計画」としてお示しすることとしました。

練馬区教育委員会では、今後、この計画に基づき、練馬区における様々な方々との絆を通じて、心身ともに健康で知性と感性に富み、人間性豊かな子供を練馬区において育てまいりたいと存じます。

結びにあたり、本計画の策定に、ご理解、ご協力いただいた関係者の皆様に深く感謝申し上げますとともに、引き続き、計画の実現にあたり、お力添えをお願い申し上げます。

平成24年5月

練馬区教育委員会 教育長 河口 浩

目次

第1部 総論	1
第1章 計画の策定にあたって	3
第1節 計画策定の趣旨	3
第2節 計画の性格・位置付け	4
第3節 計画の期間	5
第4節 計画の対象・範囲	5
第2章 教育をめぐる現状と課題	6
第1節 教育に関する制度の変化	6
第2節 教育をめぐる区の現状と課題	8
第3章 計画の基本的な考え方	19
第1節 計画の基本理念	19
第2節 計画の基本的な視点	20
第3節 施策の体系	22
第2部 基本施策	25
第1章 教育の質の向上	27
第1節 学力向上に向けた支援	27
第2節 道徳教育および人権教育の充実	30
第3節 体力向上および健康づくりに向けた支援	32
第4節 就学前教育の充実	35
第5節 小中一貫教育の推進	37
第6節 今日的な教育課題への対応	40
第7節 教員の指導力向上に向けた支援	44
第2章 家庭や地域と連携した教育の実現	46
第1節 地域に開かれた学校教育の推進	46
第2節 特色ある学校づくり	50
第3節 子育て家庭への支援と子供の居場所づくり	52
第3章 教育環境の充実	55
第1節 教育相談の充実	55
第2節 安全・安心な教育環境の整備	57
第3節 特別支援教育の充実	59
第4節 学校施設・運営の環境整備	61
第5節 子供の読書活動の推進	65
第3部 計画の推進	67
第4部 資料編	71
1 練馬区教育振興基本計画懇談会への諮問	73

2	練馬区教育振興基本計画懇談会答申.....	74
3	練馬区教育振興基本計画懇談会設置要綱.....	80
4	練馬区教育振興基本計画懇談会委員名簿.....	81
5	練馬区教育振興基本計画策定経過.....	82
6	「教育振興基本計画（国）」の概要.....	83
7	「東京都教育ビジョン（第2次）」の概要.....	84
8	各種統計による資料.....	85
9	アンケート調査結果概要.....	93



第1部

総論

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

学校教育を取り巻く社会の環境が複雑化し、多様化する中で、児童・生徒の学力や体力の低下や、いじめや不登校の問題、学校や教員に対する信頼のゆらぎなどへの対応とともに、新たな時代のニーズに対応できる学校のあり方が課題となっています。

また、平成23年3月の東日本大震災の影響を受けて、地域の絆の重要性が改めて認識され、安全・安心な教育環境の実現と、学校・家庭・地域のより一層の連携に向けた取組が求められてきています。

平成18年12月に改正された教育基本法では、「人格の完成」や「個人の尊厳」など、これまでの教育基本法に掲げられた普遍的な理念を継承しつつ、21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成を目指す観点から、知・徳・体の調和がとれた人間の育成をはじめ、「公共の精神」や「我が国と郷土を愛する態度を養うこと」などについても言及しています。

さらに、国の教育振興基本計画^{※1}では、教育基本法に掲げる教育理念の実現に向け、「公教育の質を高め、信頼を確立する」ことや「社会全体で子どもを育てる」、「国際社会をリードする人材を育てる」ことなどを平成20年度からの後10年間を通じて目指すべき教育の姿として示しています。

練馬区（以下「区」といいます。）では、これまで児童・生徒に「確かな学力・豊かな心・健やかな体」を育むため、魅力ある学校、学ぶことが楽しい学校づくりを目指し取組を推進してきましたが、教育を取り巻く環境が大きく変化している状況を踏まえ、地域における多様な人材を活用し、様々な団体の協力を得ながら「地域の絆で育む」観点からの教育が求められています。

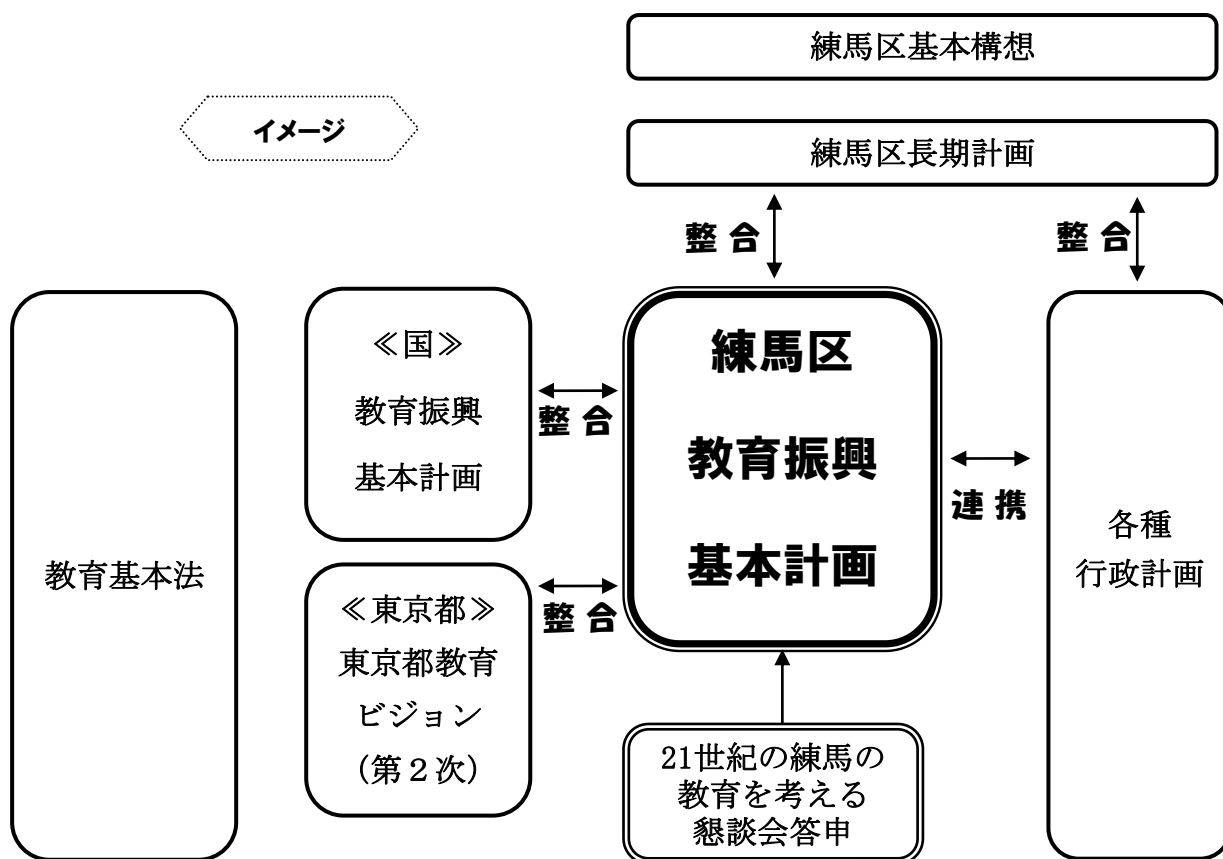
本計画は、学識経験者、保護者代表、学校関係者、地域関係者、公募区民等からなる練馬区教育振興基本計画懇談会からの答申を踏まえ、家庭や地域とともにあるべき区における教育の姿を明らかにし、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、練馬区教育委員会が新たに策定したものです。

※¹ 国の教育振興基本計画：改正教育基本法第17条第1項に基づいて、教育の振興に関する施策を総合的・計画的に進めるための基本的な方針と講ずべき施策などについて定めたもの

第2節 計画の性格・位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項^{※2}に基づく区における教育の振興のための施策に関する基本的な計画であり、「国の教育振興基本計画」および「東京都教育ビジョン（第2次）」を踏まえて策定したものです。

また、本計画は、平成15年3月の「21世紀の練馬の教育を考える懇談会答申」を踏まえるとともに、「練馬区基本構想」および「練馬区長期計画」その他区の関連する行政計画との整合・連携を図り策定したものです。



※² 教育基本法第17条第2項：地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第3節 計画の期間

本計画は、平成24年度から、おおむね10年間を通じて目指すべき教育の姿を明らかにします。

また、平成24年度からおおむね5年経過時点を目途に、教育をめぐる社会情勢の変化などに応じ必要な見直しを行うこととします。

第4節 計画の対象・範囲

- ・ 本計画は、就学（小学校）前の幼児と義務教育段階における区立小・中学校の児童・生徒を主な対象とするものです。
- ・ 本計画は、学校教育と地域や家庭における教育を主な範囲とし、平成24年4月の組織改正に伴い、文化芸術、生涯学習およびスポーツ振興関連施策については、区長部局へ移行することから本計画の範囲には含めないものとします。

同時に、当該組織改正に伴い、乳幼児期から青年期までの子供に対する総合的かつ切れ目のない支援を行うため、子育て関連施策が教育委員会に移行することから、練馬区次世代育成支援行動計画などに定める子育て関連施策で教育施策と連携して行う取組については、必要に応じこの計画に含めています。

第2章 教育をめぐる現状と課題

第1節 教育に関する制度の変化

1 教育基本法の改正

教育基本法は平成18年12月に改正され、新たな教育の目的・理念が示されました。その第1条では、教育の目的を「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と規定しています。

そのほか、「豊かな情操と道徳心」「公共の精神」「伝統と文化の尊重」「我が国と郷土を愛する態度」などの教育の目標や、「生涯学習社会の実現」「家庭教育」「幼児期の教育」「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」などについて新たに規定しています。

2 国の教育振興基本計画の策定

改正教育基本法の理念の実現に向け、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その基本となる計画として、平成20年に国の教育振興基本計画が定められました。

国の教育振興基本計画では、我が国の教育をめぐる現状と課題を踏まえ、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿として「義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる」および「社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる」の2点を示すとともに、総合的かつ計画的に取り組むべき施策の基本的方向などが示されています。

3 学校教育法の改正

平成19年6月に改正学校教育法が公布され、これにより教育基本法の改正を踏まえた義務教育の目標が具体的に示されました。

そこでは、小・中学校等においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識および技能を習得させること、さらに課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うこと、などが定められています。

4 学習指導要領^{※3}の改訂

改正教育基本法等を踏まえ改訂された学習指導要領が平成23年4月から小学校で実施され、平成24年4月からは中学校で実施されています。

この学習指導要領では、それまでの学習指導要領と同様「生きる力」を育むという理念が継承され、言語活動、外国語教育、理数教育、伝統や文化に関する教育、道徳教育、体験活動の充実や、教科を横断する学習（情報教育、環境教育、キャリア教育^{※4}、食育^{※5}等）などの視点から教育内容の改善が求められています。これに伴い授業時間数が1割程度増加しています。

5 東京都教育ビジョンの策定

東京都では、平成20年5月に「東京都教育ビジョン（第2次）」を策定し、東京都が目指すこれからの教育の柱として、「社会全体で子供の教育に取り組む」と「「生きる力」をはぐくむ教育を推進する」ことを定め、さらに「家庭や地域の教育力向上を支援する」「教育の質の向上・教育環境の整備を推進する」「子供・若者の未来を応援する」の3つを具体的な施策展開の視点として取組を進めています。

※³ 学習指導要領：各教科などの目標や学習内容を規定するもので、各学校が編成する教育課程の基準となるもの

※⁴ キャリア教育：職場体験などを通じて、児童・生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育

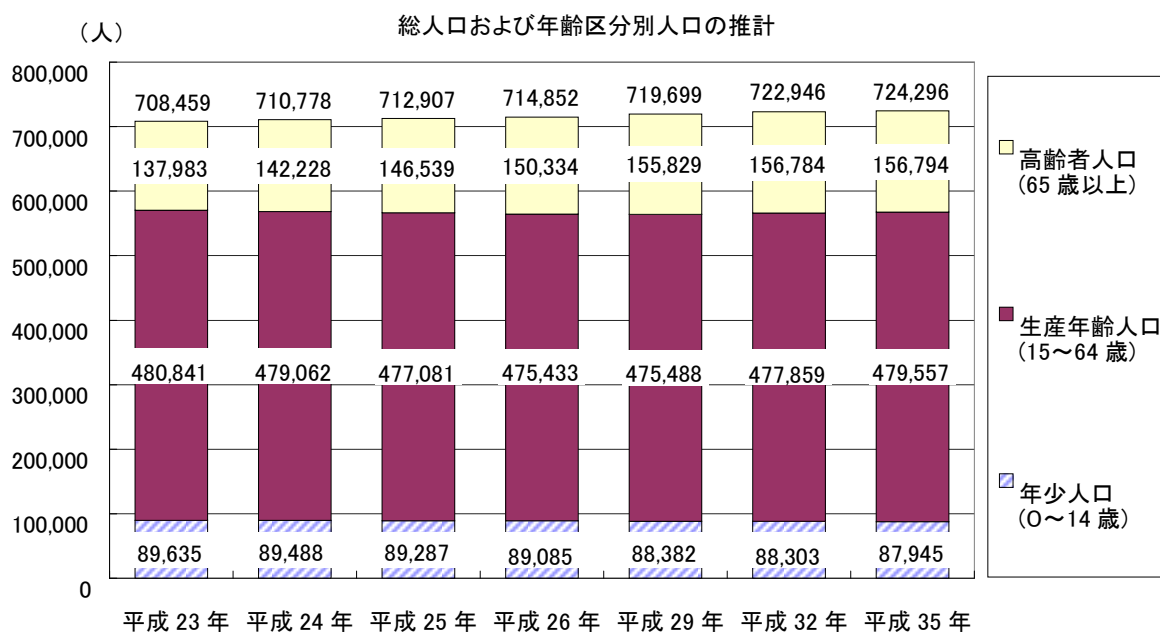
※⁵ 食育：様々な体験や学習を通じて食の知識と食の選択力を学び、食の大切さの理解を深めて、生涯を通じて健やかに過ごしていくことを実現するもの

第2節 教育をめぐる区の現状と課題

本計画により展開していく施策を検討にするにあたっては、今後の児童・生徒数等の動向や教育をめぐる区における現状と課題を踏まえる必要があります。

区の人口は平成20年4月に70万人を超え、平成23年9月1日現在の人口は708,459人で、そのうち年少人口（0～14歳）は89,635人（12.7%）、生産年齢人口（15～64歳）が480,841人（67.9%）、高齢者人口（65歳以上）が137,983人（19.5%）となっています。

住民基本台帳および外国人登録者数の人口実績に基づいて今後の人口を推計した結果では、今後も総人口は増加していきませんが、年齢区分別では高齢者人口が増加し、生産年齢人口は横ばい、年少人口は漸減していくことが見込まれています。

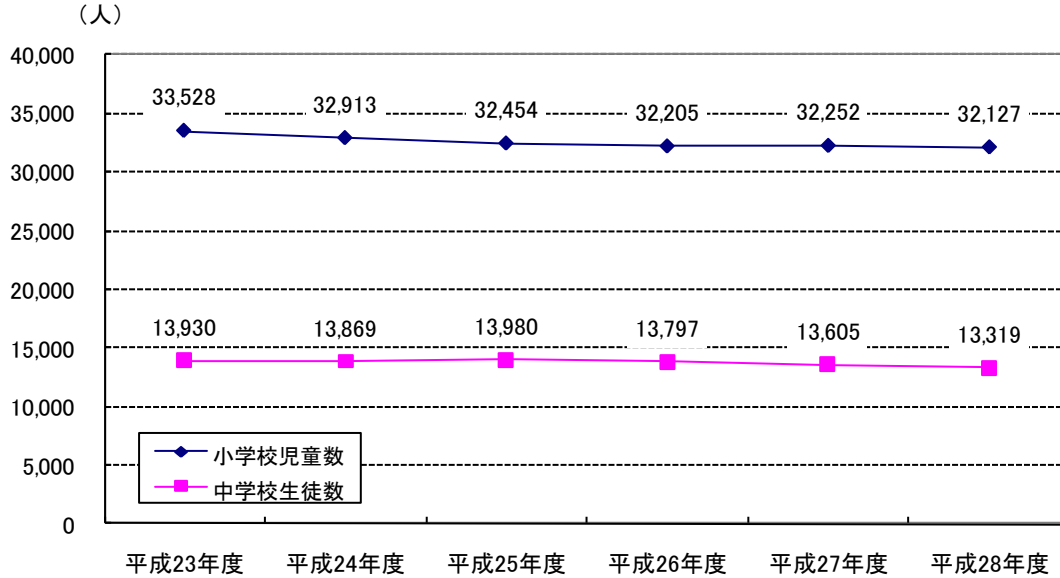


※ 平成23年は9月1日現在の実数値、平成24年以降は当該年の9月1日の推計値(資料：住民基本台帳および外国人登録者数)

その中で、区立小・中学校における児童・生徒数については、東京都教育人口等推計によると、小学校児童数は平成23年度の33,528人が平成28年度には32,127人と約4.2%の減少、中学校生徒数は平成23年度の13,930人が平成28年度には13,319人と約4.4%の減少になることが予想されています。

一方、学級数については、区立小・中学校は横ばいで推移していくことが予想されています。

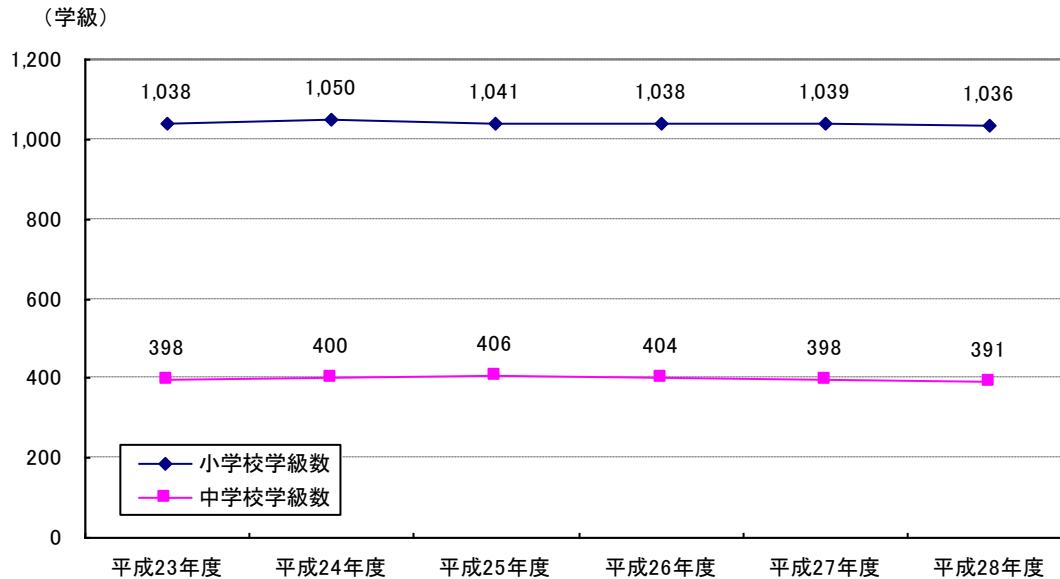
区立小・中学校における児童・生徒数の推計



※ 平成23年度は5月1日現在の実数

※ 平成24～28年度は東京都教育人口等推計（平成23年度）による推計値

区立小・中学校における学級数の推計

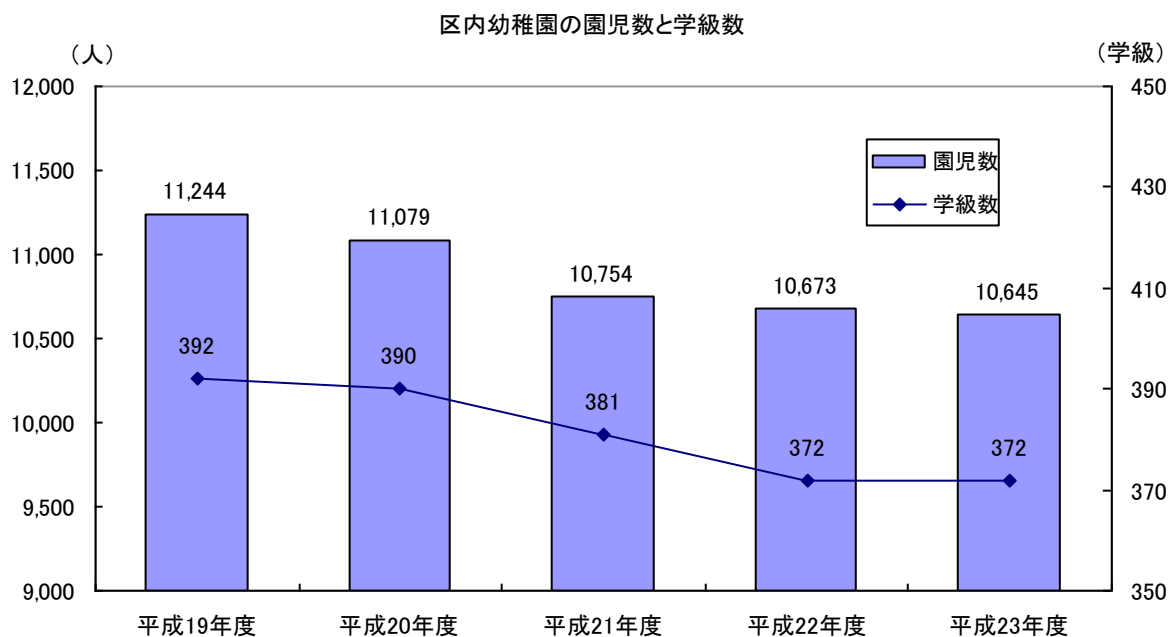


※ 平成23年度は5月1日現在の実数(小学校1年生は35人編制基準、それ以外は40人編制基準による。ただし、小学校1、2年生および中学校1年生は一部で東京都独自の教員加配制度による学級編制を実施)

※ 平成24～28年度は東京都教育人口等推計（平成23年度）による推計値

学級数は、小学校1・2年生は35人編制、その他の学年は40人編制による。

また、平成23年度の区内幼稚園の園児数は10,645人、学級数は372学級であり、この5年間の傾向から、区内幼稚園に通う園児数は減少傾向にあります。



資料：練馬区教育委員会（各年度5月1日現在）

今後は、幼稚園、区立小・中学校においては、園児数、児童・生徒数に減少傾向はあるものの、学級数は、横ばいで推移していくことが予想されます。

また、教育をめぐる区の主な現状と課題は、つぎのとおりです。

1 義務教育9年間を通した学力・体力の向上

(1) 現状

近年の「ゆとり教育」の推進以降、子供たちの学力低下が問題となっていますが、平成20年度および平成21年度の「全国学力・学習状況調査^{※6}」の結果では、区立小・中学校の児童・生徒の学力の状況は、全国平均と比較しておおむね良好な水準にあります。

一方、体力については、東京都の平均と比較すると調査結果が上回る種目が多いものの、全国の平均と比べるとほとんどの種目において下回っています。（資料編参照）

また、区立小・中学校の保護者に対するアンケート調査の結果（資料編参照）において、「子供たちの基礎学力の低下」が、「子供たちや教育の課題」として高い割合を示すとともに、区民意識意向調査の結果（資料編参照）において、「基礎基本の学力の充実」が、「区が力を入れる必要がある教育活動」として高い割合を示しています。

※⁶ 全国学力・学習状況調査：文部科学省が平成19年度から実施している全国的に子供たちの学力状況を把握するための学力調査

(2) 課題

これからの社会において、「生きる力」としての学力の重要性は今後ますます高まると考えられ、基礎的・基本的な知識・技能の着実な定着と活用を図るとともに、思考力、判断力、表現力等「生きる力」につながる学力を身に付ける教育を推進していく必要があります。

また、体力に関する課題を解決するためには、学校の体育授業の充実だけでなく、家庭と連携した運動の日常化や望ましい生活習慣の形成が必要です。

全国学力・学習状況調査結果(小学校6年生)

平均正答率(%)

		練馬区		東京都	全国
【国語A:主として知識】	平成 21 年度	◎	73.3	71.6	69.9
	平成 20 年度	◎	70.9	68.5	65.4
【算数A:主として知識】	平成 21 年度	○	81.5	79.7	78.7
	平成 20 年度	◎	75.9	74.2	72.2
【国語B:主として活用】	平成 21 年度	◎	56.4	53.6	50.5
	平成 20 年度	◎	56.7	54.1	50.5
【算数B:主として活用】	平成 21 年度	◎	61.4	58.7	54.8
	平成 20 年度	◎	58.0	55.7	51.6

※ 調査結果の記号は、各設問における練馬区の正答率を全国の正答率を基に3段階で示したものの

◎	十分満足できる	全国の正答率に対して+3%以上の場合
○	おおむね満足できる	全国の正答率に対して-3%以上+3%未満の場合
△	努力を要する	全国の正答率に対して-3%未満の場合

全国学力・学習状況調査結果(中学校3年生)

平均正答率(%)

		練馬区		東京都	全国
【国語A:主として知識】	平成 21 年度	○	79.4	77.0	77.0
	平成 20 年度	○	75.6	73.5	73.6
【数学A:主として知識】	平成 21 年度	○	65.6	62.6	62.7
	平成 20 年度	○	65.2	62.6	63.1
【国語B:主として活用】	平成 21 年度	○	76.9	73.8	74.5
	平成 20 年度	◎	64.5	61.4	60.8
【数学B:主として活用】	平成 21 年度	◎	60.1	56.8	56.9
	平成 20 年度	◎	52.2	48.9	49.2

※ 調査結果の記号は、各設問における練馬区の正答率を全国の正答率を基に3段階で示したものの

◎	十分満足できる	全国の正答率に対して+3%以上の場合
○	おおむね満足できる	全国の正答率に対して-3%以上+3%未満の場合
△	努力を要する	全国の正答率に対して-3%未満の場合

※ 平成22年度および23年度は、抽出調査となったため、全数調査であった平成20年度および21年度の結果による。

平成23年度 東京都統一体力テスト調査結果(一部抜粋)

	男子		女子	
	小5	中2	小5	中2
①握力(kg)【筋力】	17.0	▽28.5	16.4	▽23.3
②上体起こし(回)【筋持久力】	○19.7	○27.7	○18.4	○23.5
③長座体前屈(cm)【柔軟性】	▽32.8	▽40.6	○37.6	○43.3
④反復横とび(点)【敏捷性】	○40.8	○50.5	○38.4	○44.6
⑤20mシャトルラン(回)【全身持久力】	○51.3	○81.5	○37.4	○54.5
⑥50m走(秒)【スピード】	▽ 9.2	▽ 8.0	9.5	8.9
⑦立ち幅とび(cm)【瞬発力】	▽149.6	○191.8	▽141.6	○165.4
⑧ボール投げ(m)【投能力】	○23.5	▽20.2	○13.5	○12.8

※ ▽は東京都比で下回った調査項目。○は東京都比で上回った調査項目。無印は同値

2 道徳教育・人権教育の必要性

(1) 現状

子供たちの基本的な生活習慣の確立が不十分で、規範意識が低下し、人間関係を築く力や集団生活を通じた社会性の育成が不十分である、との指摘がなされています。

区立小・中学校の保護者に対するアンケート調査の結果(資料編参照)において、「子供たちの道徳心や規範意識の低下」が、子供たちや教育の課題として最も高い割合を示すとともに、区民意識意向調査の結果(資料編参照)において、「命を大切にする、人権教育や道徳教育の充実」が、「区が力を入れる必要がある教育活動」として最も高い割合を示しています。

その背景には、子供たちに思いやりの心や望ましい人間関係を築いていく力が十分に身に付いていないとの保護者・区民の心配があるととらえています。とりわけ、いじめについては、いじめられた子の心を深く傷付ける重大な人権侵害であるにもかかわらず、発生件数が横ばいで推移している現状があります。

(2) 課題

今後は、区立幼稚園や小・中学校において、教育活動全体を通じた道徳教育の取組を充実するとともに、子供たちの豊かな情操や規範意識、他者への思いやりの心や公共の精神などを育むため、学校・家庭・地域が一体となって道徳教育、人権教育を推進するための諸方策について幅広く検討していくことが求められています。

3 幼児期・小学校・中学校の連続性・系統性を高める教育活動

○ 幼児期から小学校へ

(1) 現状

幼児期の教育は、教育基本法第11条において「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである」と位置付けられており、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備などにより、その振興に努めなければならないとされています。

また、区立小学校に入学したばかりの児童について、集団行動が取れない、教室で座ってられない、話が聞けないなど、いわゆる「小1問題^{※7}」と呼ばれる不適応状況が見受けられ、年度当初の指導に苦慮する事案が報告されています。

(2) 課題

子供たちの育ちと学びは連続していることから、遊びを中心とした幼稚園・保育所と教科等の学習を中心とした小学校の連携の強化により、円滑な接続を図るとともに、幼児教育・保育と小学校教育の充実が求められています。

○ 小学校から中学校へ

(1) 現状

区立小・中学校において、児童・生徒の心理的・身体的成長の早まりにより、小学校5年生ごろに思春期特有の著しい心身の変化が見られます。

小学校から中学校への進学する際の段差（学習内容や指導体制などの学校生活の大きな変化）により、新しい環境への円滑な移行が困難な場合や、不登校や問題行動など生活指導上に課題のある児童・生徒が増える、いわゆる「中1ギャップ^{※8}」と呼ばれる傾向が見受けられます。

(2) 課題

すべての区立小・中学校が小中学校間の連携を強化して、児童・生徒の発達段階に応じた指導や小・中学校の教員の相互理解、義務教育9年間を見通した教育活動に取り組むことにより、小中学校間の円滑な接続を図るとともに、義務教育の充実が求められています。

※⁷ 小1問題：小学校に入学したばかりの児童が、集団行動が取れない、教室で座ってられない、話が聞けないなどの不適応状況により、授業が成立していない状態

※⁸ 中1ギャップ：小学校から中学校へ進学した際に、学習内容や指導体制などの学校生活の大きな変化になじめない場合や、不登校や問題行動など生活指導上に課題のあること。

4 学校・家庭・地域の連携による教育

(1) 現状

核家族化や都市化の進行といった社会やライフスタイルの変容を背景に、家庭や地域の教育力が低下していることが指摘されています。

区では、練馬区基本構想（平成21年12月策定）において、「区政経営の基本姿勢」で「区民と区との協働のまちづくり」を掲げるとともに、練馬区長期計画（平成22年度～26年度）における子ども分野の目標を「次代を担う子どもの健やかな成長を支える」とし、その実現に取り組んでいます。

また、経済格差を背景とした教育格差や、虐待や放任など適切な子育てができない一部の親の存在などが子供たちの教育にとって問題となっています。

(2) 課題

子供たちは学校や家庭、地域における教育によって育まれるとともに、社会の変化や風潮からも大きな影響を受けることから、家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭における教育の充実を社会全体で支援していくことが求められています。

また、虐待などの様々な困難を抱える家庭への支援を充実し、子供たちの教育の機会の確保に向けた取組を充実する必要があります。

5 特別支援教育の充実

(1) 現状

区内幼稚園および区立小・中学校に在籍する特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒数は、増加傾向にあり、一人一人の障害の種類や程度も多様化しています。また、平成18年6月の学校教育法の改正により、従来の特殊教育から特別支援教育への転換が実施されました。これにより、知的な遅れのない発達障害（LD（学習障害）^{※9}、ADHD（注意欠陥多動性障害）^{※10}等）が新たな対象として含まれることになりました。今後、さらに特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒について、支援のあり方を検討していくことが重要となっています。

平成23年8月に公布された改正障害者基本法では、教育に関して、可能な限り障害の有無にかかわらず共に教育を受けられるよう配慮すること、障害のある児童等に対し十

※⁹ LD（学習障害）：聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す障害

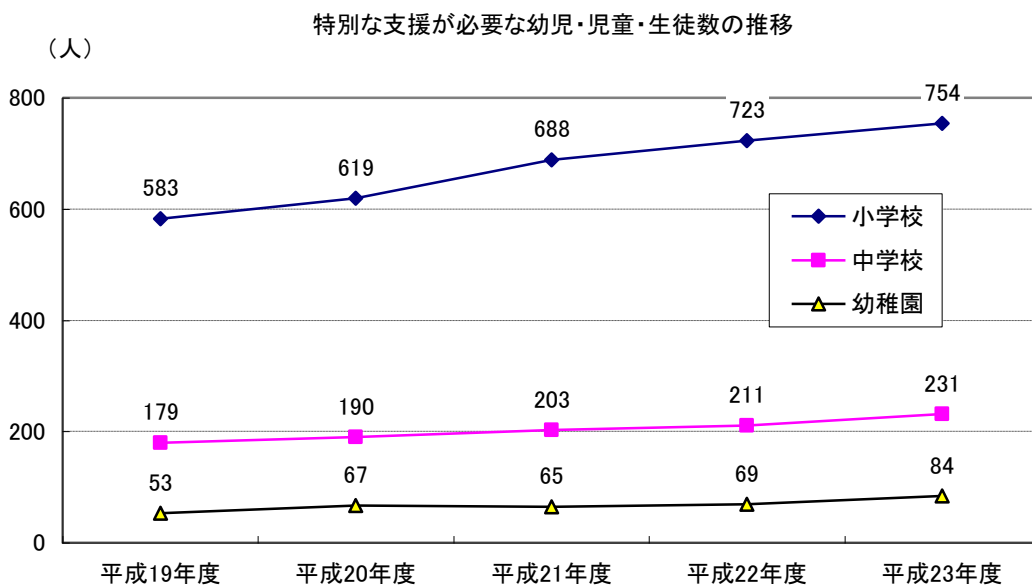
※¹⁰ ADHD（注意欠陥・多動性障害）：年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害

分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならないことなどが定められ、障害者の教育に関し、これからの方向性が示されています。

(2) 課題

今後も、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握しながら、適切な指導および支援を行っていく必要があります。

また、平成22年11月に策定された東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画（平成23年度～平成28年度）に基づき、発達障害の児童・生徒に対する重層的な支援体制の整備など新たな課題についての検討を行っていく必要があります。



※幼稚園には私立を含む。

資料：練馬区教育委員会（各年度5月1日現在）

6 国際化・情報化への対応

(1) 現状

グローバル化^{※11}の進展に伴い、国際競争が激化するとともに、国内外の外国人との交流の機会が増え、異文化との共生が求められる社会となっています。同時に、社会の情報化が急速に進展しており、経済・社会のあらゆる局面でICT^{※12}が活用され、インターネットや携帯電話などを通じたコミュニケーションがさらに進む一方で、個人情報の漏洩など情報化の影の部分についての問題が指摘されています。

※¹¹ グローバル化：物事の規模が国家の枠組みを越え、地球全体に拡大すること。

※¹² ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、情報・通信に関する技術一般の総称。コンピュータのネットワーク通信による情報や知識の共有を意味する。

(2) 課題

国際社会を主体的に生きる日本人を育成するため、自分とは異なる文化や言語に関する国際理解教育を推進するとともに、日本の文化と伝統への理解を深め、尊重する態度を育む教育を推進していく必要があります。

また、情報化の進展に対応するため、ICTを適切に活用できるようにする教育を行う一方で、個人情報の漏洩や有害情報の氾濫、インターネット依存症などの情報化の影の部分に対応するため、情報安全等に関する知識の習得や情報モラル^{※13}の育成に努めていく必要があります。

7 教員を取り巻く状況と環境整備

(1) 現状

教育内容の多様化に加えて、学校の運営に関わる業務や保護者、行政・関係団体等の外部への対応などで教員の業務が増大し、児童・生徒の指導に直接関わる時間が十分に確保できないことが指摘されています。実際の学校現場からは、「以前と比べて、学校に対する調査等が多く、子供と向き合う時間が少なくなっている」などの声が聞こえています。

また、区立小・中学校の保護者に対するアンケート調査の結果（資料編参照）からは、教員の指導力に関する課題も指摘されています。

(2) 課題

児童・生徒と教員の双方にとってよりよい教育環境の実現に向けて、ICT環境の整備など教育条件の整備、地域全体で学校を支援する体制の整備等を進めていくとともに、教員の資質・能力の向上に努めていく必要があります。

8 学校不適應児童・生徒への対応

(1) 現状

小学校入学当初から見られる「小1問題」や、中学校進学後に見られる「中1ギャップ」は、学校不適應の特徴的な事例と言えます。

区の教育課題である不登校^{※14}についても学校不適應の一つであり、その改善に向け練馬区教育委員会はこれまでも様々な手立てを講じてきました。しかし、不登校児童・生

※¹³ 情報モラル：インターネットを利用する際の基本的なルールやマナー

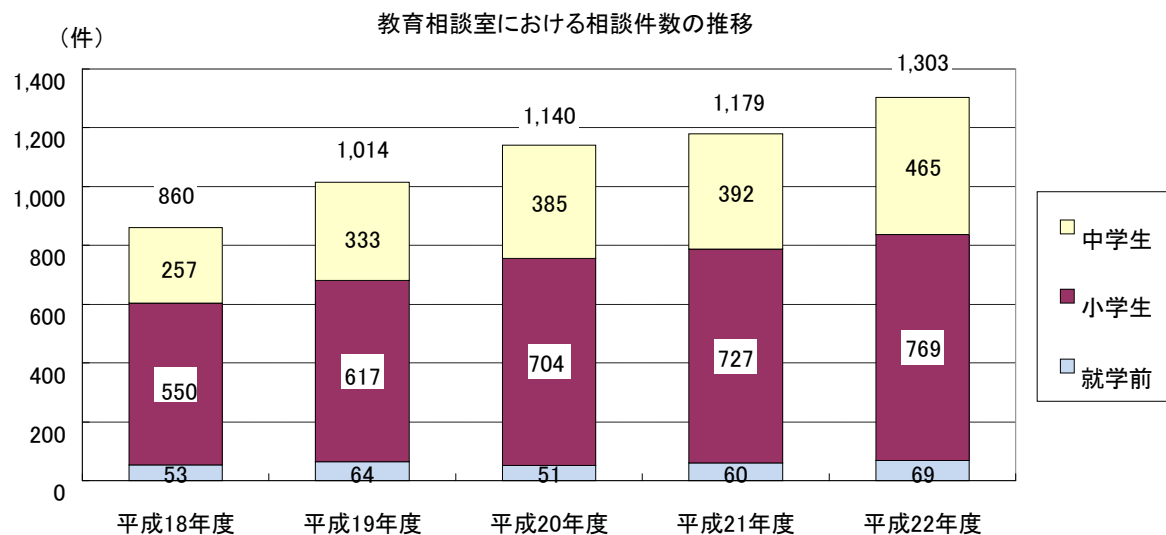
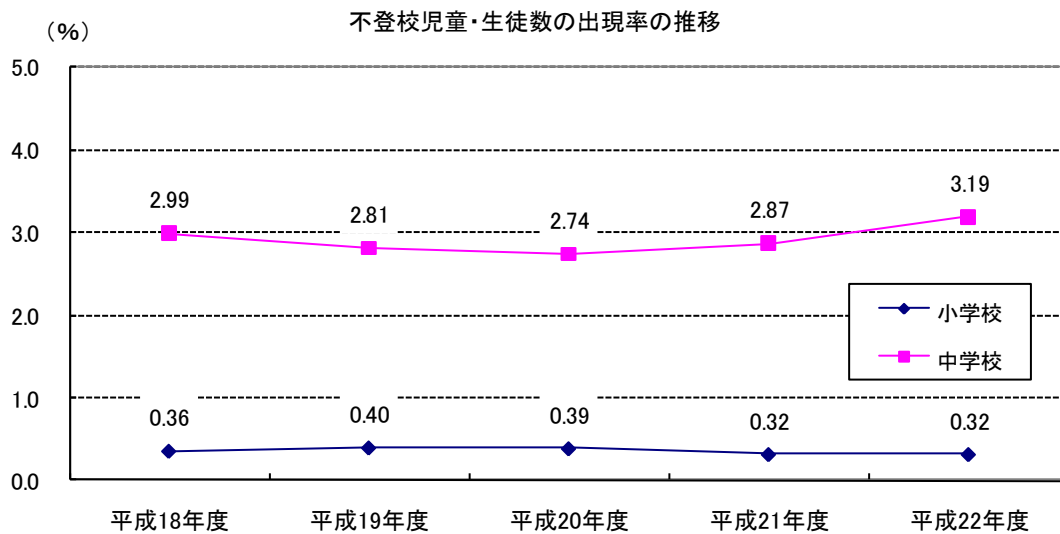
※¹⁴ 不登校：何らかの要因により、児童・生徒が登校しない、あるいは登校したくてもできない状況（病気や経済的な理由によるものを除く。）にあること。

徒数の出現率^{※15}は、小学校で0.3%程度、中学校で3%程度で推移しています。また、不登校やいじめ等に関する教育相談の件数は増加傾向にあります。

(2) 課題

すべての子供が安心して学べる学校づくりを目指して、子供一人一人の不安を軽減し集団の中で成長していける学校体制の構築が必要です。

それとともに、多様化する不登校の要因に的確に対応できる教育相談体制を充実していく必要があります。



※¹⁵ 不登校児童・生徒数の出現率：区立小・中学校の総児童・生徒数のうち、不登校児童・生徒数（年間30日以上欠席した区立小・中学校の不登校の人数）の占める割合

教育相談室における4つの主訴の相談件数

(単位：件)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
不登校	318	384	445	429	474
いじめ	107	105	124	107	122
虐待	36	50	58	50	50
発達障害	334	367	408	423	431
計	795	906	1,035	1,009	1,077

※ 副訴、疑いを含む。

9 東日本大震災を教訓とした対応

(1) 現状

平成23年3月11日の東日本大震災を受け、児童・生徒の避難体制や施設の耐震性など学校における安全・安心な環境の確保の必要性、地域のつながりの重要性などが再認識されました。また、想定外の事象や様々な困難な状況に置かれても、状況を的確に捉え自ら学び考え行動する力やコミュニケーション力などの必要性も改めて浮き彫りになりました。

さらに、区民意識意向調査の結果（資料編参照）において、「学校施設の耐震化など教育環境の整備」が、「区の教育施策として期待すること」として高い割合を示しています。

(2) 課題

災害時における児童・生徒や教職員の安全の確保や学校施設の耐震化など学校施設の整備の充実などが求められるとともに、東日本大震災の教訓を踏まえ、防災教育の内容・方法を充実するほか、教員の防災意識を高めること、各学校の防災対策を強化することなどが求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

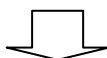
グローバル化や少子高齢化、情報通信技術の進展など社会の急激な変化により、今後10年間に於いて、教育を取り巻く情勢は一層変化し、先行きが不透明な社会に移行することなどが予想されます。

また、核家族化や都市化の進行といった社会やライフスタイルの変容を背景とした家庭や地域の教育力の低下などが問題になっている一方、東日本大震災を受け、地域のつながりの重要性が実感されるとともに、我が国が本来持っている協調性などの「強み」を活かし、社会全体のつながりを再構築することが求められています。東日本大震災を教訓とした、新たな視点でこれからの教育のあり方を考えていく必要があります。

そこで、本計画においては、これらの教育を取り巻く情勢や練馬区教育委員会教育目標、練馬区基本構想で掲げる10年後の姿を踏まえるとともに、地域における人材や団体が豊富なことなど地域全体で区の教育を支援する土壌があることから、「地域の絆で育む 心身ともに健康で知性と感性に富み、人間性豊かな子供」を、今後10年間を見据えた基本理念として定めます。その基本理念のもとに、区が目指すこれからの教育の姿をつぎのとおり定め、区の次代を担う子供たちが夢や希望を持ち、健やかに成長していけるような教育を目指します。

【基本理念】

地域の絆で育む「心身ともに健康で知性と感性に富み、人間性豊かな子供」



【区が目指すこれからの教育の姿】

- 「生きる力」を育む教育を推進します。
子供たちが、将来、社会の激しい変化に対応できるよう、「生きる力」の要素である「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」の向上を図るための教育を推進します。
- 学校・家庭・地域が協働し、社会全体で教育に取り組めます。
学校・家庭・地域それぞれが、教育の当事者であることの認識を共有し、地域の強い絆のもとで、子供たちへの教育に取り組めます。
- 練馬区らしさを活かした教育を推進します。
みどり豊かな恵まれた環境や地域の様々な人材を積極的に活かした教育を推進します。

第2節 計画の基本的な視点

本計画では、「区が目指すこれからの教育の姿」の実現を図るため、今後おおむね5年間で、以下の3つの基本的な視点から、区の教育の振興に関する施策の展開を図ります。

基本的な視点1 教育の質の向上

基本的な視点2 家庭や地域と連携した教育の実現

基本的な視点3 教育環境の充実

これらの視点については、練馬区教育振興基本計画懇談会が、区の教育をめぐる現状と課題を整理する中で、大きな柱としてとらえたものです。「生きる力」を育む教育の推進、社会全体で取り組む教育および練馬らしさを活かした教育の推進を図る本計画の基本的な視点としました。

それぞれの視点において、今後取り組むべき基本施策や主な取組について、練馬区長期計画事業や今日的な課題などを踏まえ、体系的に整理しました。

基本的な視点1 教育の質の向上

「生きる力」を育む教育の推進にあたっては、子供たちの学習意欲を高め、基礎的・基本的な知識および技能と、思考力・判断力・表現力等の資質・能力の育成が重要です。そのためには、いわゆる「知」「徳」「体」の調和の取れた教育を推進する、

- ①学力向上に向けた支援
- ②道徳教育および人権教育の充実
- ③体力向上および健康づくりに向けた支援

を基本施策として掲げ、主な取組を進めていきます。

また、これまでの取組を一層推進するとともに、組織改正を踏まえた新たな取組や体験を重視した教育を強化していくため、

- ④就学前教育の充実
- ⑤小中一貫教育の充実
- ⑥今日的な教育課題への対応

を基本施策として位置付け、主な取組を通じてさらなる教育の質の向上を図ります。

さらに、次代を担う子供たちを育成していく上で、教員の役割は非常に大きいことから、

⑦教員の指導力向上に向けた支援

を基本施策に掲げ、教員の自覚を促すとともに資質・能力の向上を図ります。

基本的な視点2 家庭や地域と連携した教育の実現

子供たちの健やかな成長は、家庭教育や地域での様々な人との交流により育まれます。そのため、学校と家庭、地域とが連携した教育が欠かせないことから、

①地域に開かれた学校教育の推進

②特色ある学校づくり

を基本施策に位置付け、地域の人材の積極的な活用や学校・家庭・地域をつなぐ仕組みづくり、学校施設の地域活用などの取組を推進することにより、地域全体で学校の教育活動を支えていきます。

また、教育の原点である家庭の教育力の向上を図るため、

③子育て家庭への支援と子供の居場所づくり

の基本施策を通じて、様々な課題を抱える家庭を支援するとともに、関係機関との連携体制の強化に取り組みます。

基本的な視点3 教育環境の充実

練馬区教育振興基本計画懇談会の答申では、いじめや不登校の問題、特別に支援を必要とする子供たちの増加、東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策など重要かつ今日的な教育課題への対応の充実を図ることとともに、子供たちが安全に安心して学ぶことができる施設整備や時代に即した教育の情報化、学校図書館の活性化など区の教育環境の充実を図ることが挙げられました。

区が目指すこれからの教育の姿を実現するためには、

①教育相談の充実

②安全・安心な教育環境の整備

③特別支援教育の充実

④学校施設・運営の環境整備

⑤子供の読書活動の推進

を教育環境の充実における基本施策として位置付け、それぞれの基本施策において主な取組を進めていくこととしました。

第3節 施策の体系

本計画では、3つの基本的な視点に基づき、15の基本施策および80の主な取組を体系化し、「区が目指すこれからの教育の姿」の実現へ向け、計画の着実な推進を図ります。

基本的な視点1 教育の質の向上

(基本施策)

(主な取組)

(1) 学力向上に向けた支援

① 個に応じた指導の充実

② 各種学力調査の実施と活用

③ 授業改善推進プランに基づくPDCAサイクルの確立

④ 教育活動における外部人材の活用

⑤ 教育課程の工夫

(2) 道徳教育および人権教育の充実

① 道徳教育の充実

② 人権教育の推進

(3) 体力向上および健康づくりに向けた支援

① 学校体育等の充実

② 体力調査の活用と分析

③ 学校保健の充実

④ 学校給食の充実

⑤ 児童・生徒の食育の推進

(4) 就学前教育の充実

① 幼保小連携の推進

② 私立幼稚園・保育所等への助成

③ 未就園児への支援

(5) 小中一貫教育の推進

① 連続性・系統性のある教育課程

② 児童・生徒の計画的・継続的な交流

③ 教員の計画的・継続的な交流

④ 連携を進めるための学校経営

⑤ 中学校区別協議会の充実

⑥ 研究グループの段階的な指定

⑦ 2校目の小中一貫教育校の検討

⑧ 小中一貫教育の取組に関する情報発信

⑨ 発展的な取組

(6) 今日の教育課題への対応

- ① 防災教育の推進
- ② 体験活動の推進
- ③ 国際理解教育の推進
- ④ 伝統・文化への理解の推進
- ⑤ 環境教育の推進
- ⑥ キャリア教育の推進

(7) 教員の指導力向上に向けた支援

- ① 教員研修の充実
- ② 若手教員の指導力向上
- ③ 校内研修・研究の充実と成果の活用
- ④ 教育研究校の指定
- ⑤ (仮称) 学校教育支援センターの整備
- ⑥ 学校教育関係団体への助成
- ⑦ 学習指導要領に基づく教育活動の充実に向けた支援
- ⑧ 子供と向き合うことができる環境整備

基本的な視点2 家庭や地域と連携した教育の実現

(基本施策)

(1) 地域に開かれた学校教育の推進

(主な取組)

- ① 学校経営計画に基づく学校経営の充実
- ② 学校関係者等を活用した学校経営の改善
- ③ 学校支援システムの構築
- ④ 学校からの情報発信の充実
- ⑤ 学校応援団・開放等事業の充実
- ⑥ 学校安全安心ボランティアの充実
- ⑦ 青少年育成地区委員会および青少年委員活動の充実
- ⑧ 大学との連携の充実

(2) 特色ある学校づくり

- ① 地域を活用した教育活動の推進
- ② 学校選択制度の検証
- ③ 部活動支援の充実
- ④ 多様な教育活動の充実
- ⑤ 学校からの情報発信の充実

(3) 子育て家庭への支援と子供の居場所づくり

- ① 関係機関の連携の強化
- ② 家庭教育への支援
- ③ 放課後子どもプランの推進
- ④ 青少年の育成と活動の機会の提供
- ⑤ 就学援助
- ⑥ 私立幼稚園等園児保護者負担の軽減
- ⑦ 未就園児保育の充実

基本的な視点3 教育環境の充実

(基本施策)

(主な取組)

(1) 教育相談の充実

① 教育相談体制の充実

② 児童・生徒の不登校対策の充実

③ いじめ防止対策の推進

(2) 安全・安心な教育環境の整備

① 学校安全対策の推進

② 交通安全教育の推進

③ 情報安全教育の推進

④ 緊急時連絡体制の整備

(3) 特別支援教育の充実

① 校内支援体制の整備

② 校外支援体制の整備

③ 就学相談の充実

④ 特別支援学級の設置

(4) 学校施設・運営の環境整備

① 学校施設の整備

② 学校環境衛生の充実

③ みどりと環境の学校づくりの推進

④ 教育の情報化の推進

⑤ 学校設備・物品の整備

⑥ 区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置

⑦ 学校運営への支援

(5) 子供の読書活動の推進

① 読書活動の推進および学校図書館の利活用

② 読書に親しむための施設や設備の充実

③ 学校と区立図書館との連携

④ (仮称) 学校図書館活性化事業の計画・推進

第2部 基本施策

第1章 教育の質の向上

第1節 学力向上に向けた支援

【現状と課題】

- ・ 近年、我が国では戦後高い水準を保っていた児童・生徒の学力が国際比較において低下傾向を示し、学力の二極化など学力格差の拡大も懸念されています。
- ・ 区では、児童・生徒の学力向上に向けて、区立小・中学校において少人数指導^{※16}やチームティーチング^{※17}などの個に応じた指導の充実を図っています。また、区独自の学力向上支援講師^{※18}の配置については、各学校からの希望が年々増加傾向を示しています。
- ・ 全国学力・学習状況調査の結果による区の児童・生徒の学力の状況は、全国平均と比べおおむね良好な水準にありますが、今後も引き続き、すべての児童・生徒に、基礎的・基本的な知識・技能を身に付けさせていくことを重視していく必要があります。
- ・ 今後はさらに、基礎学力が不足している児童・生徒への指導と、理解度の高い児童・生徒が満足するような指導の両方を充実していく必要があります。

【施策の方向性】

- 基礎的・基本的な知識・技能の指導の徹底や、きめ細やかな指導に向けた人的環境の充実により、児童・生徒の学力向上を図ります。
- 少人数指導等により児童・生徒の個に応じた指導を充実します。
- 専門的な指導を充実させ、学校の実態や児童・生徒のニーズに応じた教育活動を行うため、学力向上支援講師などの外部人材^{※19}を積極的に活用します。

※¹⁶ 少人数指導：学級数を超える学習集団を編成し、一つの学習集団の人数を減らして学習する指導形態

※¹⁷ チームティーチング：複数の指導者が協力して行う授業方式のこと。

※¹⁸ 学力向上支援講師：担任との連携のもと、児童・生徒に対する少人数指導や個別指導を行う講師

※¹⁹ 外部人材：保護者や地域住民など学校の教職員以外の者

【主な取組】

1 個に応じた指導の充実

- ・ 児童・生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、各学校の実態に即し、少人数指導やチームティーチングによる個に応じた指導を充実します。そのために、学力向上支援講師の配置を充実します。

2 各種学力調査の実施と活用

- ・ 学習指導要領の目標および内容が、児童・生徒にどの程度定着しているかについて実態を把握するとともに、その分析結果を通じて明らかにした課題と改善策を各学校における授業改善に資するため、区独自の学力調査を実施します。特に、調査結果の分析等については、学力調査研究委員会を設置して協議し、課題解決に向けた授業提案および報告会を継続します。併せて、国や東京都の学力調査を活用し、授業改善を推進します。

3 授業改善推進プランに基づくPDCAサイクル^{※20}の確立

- ・ 基礎学力の向上を図るため、各学校において、児童・生徒の実態を踏まえて授業改善推進プランを作成し、年間を通したPDCAサイクルの確立による授業の見直しや指導法の改善を進めます。
- ・ PDCAサイクルの中でも、C（評価）とA（改善）に重点を置き、効果測定の実施も含め、結果に基づく授業改善を推進します。

4 教育活動における外部人材の活用

- ・ 学力の向上に向け、児童・生徒一人一人の個性や学習状況に応じたきめ細かな指導を行うため、区立小・中学校に学力向上支援講師を配置し、学習指導の充実を図ります。
- ・ 理科離れが懸念されていることから、理科支援員として外部人材を活用し、授業における観察・実験活動の充実や教員の資質向上を図り、小学校の理科授業の充実を図ります。
- ・ 上記の外部人材の他に、外国語活動指導員（42ページ参照）、日本語等指導講師（42ページ参照）、心のふれあい相談員（55ページ参照）、学校生活支援員（60ページ参照）などの外部人材を、積極的に教育活動に活用します。

※²⁰ PDCAサイクル：現状分析を踏まえた上で目標の設定（Plan）、授業実践（Do）、評価（Check）、改善（Act）を継続的に行うこと。

5 教育課程の工夫

- ・ 教育課程の適正な編成・実施・評価・改善に向け、各校への指導・助言体制の充実を図ります。
- ・ 教育の質の向上および授業時間数の確保等を目的として、振替休業日を設定しない土曜授業^{※21}の実施を含め、各校の実態に応じた教育課程の工夫を支援します。
- ・ 各校における学習指導要領に基づく各教科等の実施状況や土曜授業の定着状況、各校の意向を踏まえ、二学期制の検証を行います。

※²¹ 振替休業日を設定しない土曜授業：振替休業日を設定しない土曜授業を、平成23年度は学校の裁量で実施し、平成24年度は、区立小・中学校で一律に6月、7月および9月から2月までの第二土曜日に実施する。

第2節 道徳教育および人権教育の充実

【現状と課題】

- ・ 我が国では、長い歴史の中で礼儀や他人を思いやる文化が育まれてきましたが、社会が豊かになり価値観の多様化が進むにつれて、社会のルールやマナーの違反や、思いやり、協調性の不足などが懸念されています。
- ・ 児童・生徒が、生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けることは大変重要であり、平成18年12月に改正された教育基本法においても「道徳心を培う」ことが明記されました。
- ・ 学校においては「道徳の時間」を要として、各教科、総合的な学習の時間、特別活動等のそれぞれの特質に応じて、学校の教育活動全体を通じた取組を充実していく必要があります。
- ・ 人権教育は、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動^{※22}」として、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう^{※23}」にすることを旨としています。
- ・ 学校教育においては、人権教育を推進するにあたって、人権についての知的理解を深めるとともに、児童・生徒が人権感覚を十分に身に付けるための指導を一層充実していくことが求められています。

【施策の方向性】

- 人間として調和のとれた成長を目指して、子供の発達段階に応じた道徳教育を展開します。
- 児童・生徒が人権尊重の理念を正しく理解することができるよう指導を充実します。

※²² 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条

※²³ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第3条

【主な取組】

1 道徳教育の充実

- ・ 区立幼稚園では、各領域^{※24}を通して総合的な指導を行い、道徳心の芽生えを培うことができるよう指導を強化していきます。
- ・ 区立小・中学校では、道徳の時間を要として、各教科、総合的な学習の時間、特別活動それぞれの特質に応じて適切な指導を行い、学校の教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図ります。その中で、社会のルールやマナーなど必要なことは、あらゆる機会を通じて指導します。
- ・ 道徳の資料などにおいて、区における地域教材を、区独自に開発します。
- ・ 道徳授業地区公開講座^{※25}を活用するなど、家庭・地域と連携した道徳教育の充実を図ります。

2 人権教育の推進

- ・ 児童・生徒が人権尊重の理念を正しく理解することを目指し、各校においては人権教育全体計画^{※26}に基づき、個性の尊重や男女平等などに関する教育を具体的に進めます。
- ・ 人権教育プログラム（学校教育編）^{※27}等を活用した各校における校内研修の充実を図ります。
- ・ 人権教育推進委員会を設置し、研究授業・研究保育、講演会などを実施するとともに、人権尊重教育推進校を指定し、人権尊重教育を推進します。また、それらの取組等を全学校に周知し啓発する体制を強化していきます。

※²⁴ 各領域：幼稚園教育要領に定める、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5つの領域

※²⁵ 道徳授業地区公開講座：道徳の授業公開や保護者が参加する講演会を実施し、道徳教育の充実を図る取組

※²⁶ 人権教育全体計画：学校の人権教育の基本的な方針を示すとともに、学校の教育活動全体を通じて人権教育の目標を達成するための方策を総合的に示した教育計画

※²⁷ 人権教育プログラム（学校教育編）：人権教育の目標、内容、指導事例および関係法令等を体系的にまとめた冊子。東京都教育委員会が作成する。

第3節 体力向上および健康づくりに向けた支援

【現状と課題】

- ・ 文部科学省が平成20年度から毎年実施している「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によれば、近年では児童・生徒の体力低下とともに、体力が高い子供と低い子供の格差が指摘されており、学校教育上の大きな課題の一つとなっています。また、幼児期から体を動かす習慣や意欲を育成することも求められています。
- ・ 児童・生徒を取り巻く生活環境の変化は、心身の発育や健康に大きな影響を与え、生活習慣の乱れ、偏った食生活、性の問題行動、アレルギーなどの課題も顕在化しており、児童・生徒の生涯を通じた健康管理能力の育成が求められています。
- ・ 核家族化や共働き家庭の増加などの社会環境の変化に伴い、食生活のあり方が大きく変化し、家庭において望ましい食習慣や知識を習得することが難しくなっています。
- ・ 平成21年4月に施行された改正学校給食法では、学校給食が単なる栄養補給のための食事にとどまらず、学校教育の一環であることがより明確に規定されるなど、児童・生徒の心身の発達における食の重要性への認識が深まっています。学校・家庭・地域が積極的に支援し、児童・生徒の食育を推進していく必要があります。

【施策の方向性】

- 学校体育を充実し、児童・生徒の健康増進および体力の向上を図るとともに、様々なスポーツ体験によって、運動に親しむ態度や能力の育成を図ります。
- 学校保健を充実し、児童・生徒の健康の保持増進を図るとともに、健康診断、健康相談等による疾病の早期発見に努めます。
- 栄養バランスのとれた学校給食を提供し、児童・生徒の健康の保持増進や体力の向上を図ります。
- 学校給食を生きた教材として活用し、児童・生徒の食に関する理解を深めるとともに、望ましい食習慣の形成を図ります。
- 学校給食における地場産物の活用や郷土食、行事食等の提供により、食に関する指導の充実を図ります。

【主な取組】

1 学校体育等の充実

- ・ 児童・生徒の体力の向上および健康の保持増進とともに、運動に親しむ態度や能力を育むために学校体育を充実します。また、幼児期からの運動やスポーツに親しむ習慣や意欲を育成するための取組を検討していきます。
- ・ 授業の中に遊びを通じた体力づくりや自己の体力や技能の向上を確認できる活動を位置付けるなどして、生涯スポーツに向けた素地を培います。

2 体力調査の活用と分析

- ・ 小学1年生から中学3年生までを対象に新体力テストを実施します。その結果について、体力向上検討委員会を設置し、児童・生徒の体力実態を把握、分析することにより、体育授業の改善や体力向上に向けた施策を展開していきます。

3 学校保健の充実

- ・ 学校医や学校歯科医、学校薬剤師などとの連携を深め、児童・生徒の健全な心身の成長を図る取組を強化します。
- ・ 児童・生徒が自らの健康について、意識を持ち、健康を保持する取組が身に付くための事業展開を図ります。
- ・ 児童・生徒の感染症対策やアレルギー対策等、新たな課題への対応を進めます。
- ・ 全区立小・中学校において薬物乱用防止教室を実施し、児童・生徒が薬物に対する正しい知識と行動が身に付く取組を強化します。
- ・ 学習指導要領に基づき、がんを含めた生活習慣病の予防に向けた指導を充実します。

4 学校給食の充実

- ・ 安全・安心な学校給食の提供、栄養管理、衛生管理、食材の安全確保、給食室の整備などにより、学校給食の充実を図ります。
- ・ 栄養士・栄養教諭が配置されていない学校に学校栄養補助員^{※28}を配置するなど、食物アレルギー対応や児童・生徒への給食指導などきめ細やかな対応の充実を図ります。

5 児童・生徒の食育の推進

- ・ 練馬区立小中学校における食育推進計画に基づいた取組を推進するほか、各学校で食

※²⁸ 学校栄養補助員：学校給食の献立の作成、発注、事務処理等を行う非常勤職員

に関する指導の全体計画^{※29}および年間指導計画の作成や食育推進チーム^{※30}の活動などを進め、食育の充実を図ります。

- ・ 学校給食に地場産物を活用する取組を積極的に行います。

※²⁹ 食に関する指導の全体計画：文部科学省の「食に関する指導の手引き」などに基づき、子供たちが食に関して計画的に学べるように各学校において作成した計画

※³⁰ 食育推進チーム：各学校に設置された、「食に関する指導の全体計画」に沿って食に関する指導の支援を行う組織

第4節 就学前教育の充実

【現状と課題】

- ・ 乳幼児期は、幼稚園教育要領や保育所保育指針において、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であるとされており、乳幼児の望ましい成長と発達を見通した適切な支援を行っていくことが重要です。
- ・ 小学校1年生の学級において、集団行動が取れない、教室で座ってられない、話が聞けないなどの不適応が見受けられ、いわゆる「小1問題」と呼ばれる課題への対応が求められています。
- ・ 現在、区内の6割を超える幼児の就学前教育を私立幼稚園が担っていることから、私立幼稚園における取組を充実していく必要があります。
- ・ 区立幼稚園では、園児数の減少により、充員率が低下していますが、区立の教育機関として、引き続き役割を担っていく必要があります。
- ・ 認可保育所をはじめとする保育施設については、家庭との緊密な連携のもとに、発達過程を踏まえた、養護および教育を一体的に行う必要があります。
- ・ 現在、国では、子どもと子育て家庭を応援する社会の実現に向けての制度を構築するため、「子ども・子育て新システム」の検討が進められています。その中で、「質の高い学校教育・保育の一体的提供」「保育の量的拡大」「家庭における養育支援の充実」を目的とした幼保一元化の取組について方向性が示されており、区の適切な対応が求められています。

【施策の方向性】

- 幼稚園と保育所のそれぞれの幼児教育や乳幼児保育の違いを尊重しつつ、小学校教育への連続性を重視した教育活動を進めます。
- 就学前の生活から小学校入学後の学習や生活に適應できるよう、幼稚園・保育所・小学校の連携を強化し、就学前教育から小学校教育への円滑な接続を図ります。
- 保育施設においては、生活や遊びを通して、養護と教育を相互に関連させながら展開していきます。
- 区立幼稚園は、「特別支援教育における先導的役割」、「幼小連携に係る指導的役割」や「幼小連携におけるモデル的役割」などを果たすこと、および子育て支援活動の充実や私立幼稚園との連携を進めます。

- 就学前教育の充実に資するため、私立幼稚園の特色を踏まえた支援を進めます。
- 就学前の子供やその保護者への子育て支援の充実を図るため、幼稚園、保育所、小学校と保護者、地域の連携を強化し、地域に開かれた取組を展開していきます。
- 幼保一元化については、国の動向を注視するとともに、就学前教育を担う関係機関の意見を広く聞いて適切に対応していきます。

【主な取組】

1 幼保小連携の推進

学識経験者、幼稚園、保育所や小学校の関係者などで構成する、協議会組織を設置し、「連携の進め方」、「事業展開」や「合同研修」などについて検討のうえ、以下の取組を進めます。

- ・ 教員と保育士の互いの幼児・児童観、保育観、指導観の共通理解や学びの連続性について共通認識を深めるため、相互参観や合同研修、合同研究、意見交換の場などの設定について検討します。
- ・ 幼児と児童について、それぞれの発達の違いを踏まえた教育をさらに充実させるため、互恵的・継続的な交流活動の実施について検討します。
- ・ 就学前教育から小学校教育への接続を意識したカリキュラムの作成について検討します。

2 私立幼稚園・保育所等への助成

- ・ 幼児の就園奨励と保護者の経済的負担を軽減するなど、区立幼稚園との格差是正を考慮しながら、私立幼稚園児の保護者に対して適切な補助を行います。
- ・ 私立幼稚園の運営に必要な経常的経費の一部助成をはじめ、施設整備に対する利子補給などの助成を行います。
- ・ 私立認可保育所等の運営に対する助成をはじめとして、施設の開設や改修などに対する施設整備補助を行います。

3 未就園児への支援

- ・ 幼稚園・保育所で実施している子育て相談や園舎・園庭の開放などを通して、保護者や地域に開かれた子育て支援のさらなる充実を図ります。
- ・ 未就園児やその保護者へ就学前教育および小学校教育について、情報提供の充実を図ります。

第5節 小中一貫教育の推進

【現状と課題】

- ・ 国の教育振興基本計画で、小中一貫教育など学校段階間の円滑な連携・接続のための取組について検討が求められ、平成23年10月からは、中央教育審議会の初等中等教育分科会で、小・中学校間の連携強化や小中一貫教育の制度化に向けた検討が始まっています。
- ・ これまでの区における小中連携に係る研究から、児童・生徒の交流のほか、教科指導における連携等にも取り組んだ結果、中学生の学習意欲の向上、不登校生徒数の減少などの成果が報告されています。
- ・ 小・中学校間の円滑な接続を図るとともに、「授業改善による、学力・体力の向上」、「連携指導による、豊かな人間性や社会性の育成」や「滑らかな接続による、安定した学校生活」を実現するため、児童・生徒の発達段階に応じた指導や小・中学校の教員の相互理解、義務教育9年間を見通した教育活動が求められています。
- ・ 平成23年4月に開校した、区初の施設一体型小中一貫教育校「大泉桜学園」では、児童・生徒が学校生活を共にしながら、義務教育9年間を見通した教育課程のもとでの教育活動が始まりました。
- ・ 施設が離れている区立小・中学校、10グループ22校を研究グループに指定し、義務教育9年間を見通した教育課程のもとで実施する教育活動について、平成23・24年度の2年間、研究を進めています。
- ・ これまで区立小・中学校で取り組まれてきた、児童・生徒の交流や生活指導上の連携などに加えて、教科等学習指導上の連携をすべての区立小・中学校で進めていくことが求められています。

【施策の方向性】

- 学習指導要領に準拠して、児童・生徒の状況や地域特性に応じた、義務教育9年間を見通した教育課程を編成・実施します。
- 義務教育9年間で3期のまとまり（Ⅰ期：小学1～4年 具体的な物を通して考える時期、Ⅱ期：小学5～中学1年 論理的・抽象的思考へ移行する時期、Ⅲ期：中学2・3年 論理的・抽象的な思考を着実に行う時期）で捉え、それぞれの時期に応じた「学び」を進めます。

- 小学校から中学校へ進学する際の学習内容や学習方法の違いを緩やかにします。
- 幅広い異年齢集団活動や、他者や地域と積極的に関わる体験的・実践的な活動を通して自己肯定感を高め、自分の生き方を考えさせます。
- 区立小・中学校の教員の相互理解・相互協力関係を構築するための仕組みをつくります。
- 地域と連携し、地域の特性を活かした特色ある教育活動を進めます。
- 児童・生徒の交流や生活指導上の連携、教員間の交流などについては、これまで中学校区内の小・中学校において取り組まれてきたことから、教科等学習指導上の連携について、中学校区を基盤として小・中学校の連携強化を図り、全区的に展開していきます。
- 中学校区における小中一貫教育の取組の効果を定着させるため、小・中学校の通学区域の重なり、学校間の距離や施設などの状況に応じて、発展的な取組を実施していきます。

【主な取組】

1 連続性・系統性のある教育課程

- ・ 各中学校区の研究グループにおいて、児童・生徒の課題について話し合い、その課題を改善するための「課題改善カリキュラム」（2教科以上）を作成して授業改善に取り組むとともに、その中学校区内の他の小学校においても「課題改善カリキュラム」の視点や考え方を活用し、児童の課題改善につなげていく取組を実施します。
- ・ 区の児童・生徒に関わる教育課題（表現力の育成、心の教育の推進、体力の向上、キャリア教育の推進）に着目して作成した、9年間を見通して指導する「小中一貫教育資料」を活用します。

2 児童・生徒の計画的・継続的な交流

- ・ 幅広い異年齢集団活動（読み聞かせや合同クリーン活動など）は、中学生に思いやりの心が育まれ、小学生が中学生に憧れるなど、豊かな人間性や社会性を育成する効果が期待できることから、計画的・継続的な交流を実施します。

3 教員の計画的・継続的な交流

- ・ 小・中学校の教員が、中学校区別協議会や相互の授業参観、合同研修会などで、生活指導上および学習指導上の情報交換・協議を計画的・継続的に行うとともに、教材研究・学習指導案作成などの授業研究にも取り組みます。

4 連携を進めるための学校経営

- ・ 中学校区において、小・中学校間の連携を強化していくために、推進組織の設置や連

携の核となる小中連携推進教員の選任、小・中学校の教員の合同研修会の実施、教育目標の系統性や校務分掌組織の共通化など、小・中学校の教員全員が相互理解を深め、組織的に連携できる体制を構築します。

5 中学校区別協議会の充実

- ・ これまで年1回実施してきた中学校区別協議会（中学校の校区ごとに小・中学校教員が集まり、授業参観や生活指導上の連携を行う協議会）を年2回に増やし、今までの取組に加えて、教科等学習指導上の連携を行い、各中学校区における小中一貫教育の取組の充実を図ります。

6 研究グループの段階的な指定

- ・ 平成23年度から、研究グループにおいて、教科等学習指導上の連携における研究が始まっており、今後、研究グループの成果と課題を検証しながら、研究グループを平成25年度から段階的に拡大していきます。

7 2校目の小中一貫教育校の検討

- ・ 校舎の改築計画や大泉桜学園における取組の成果と課題を検証しながら、2校目の小中一貫教育校の設置について、検討していきます。

8 小中一貫教育の取組に関する情報発信

- ・ 小中一貫教育校や研究グループの取組と成果を全区的に情報発信し、他の小・中学校の取組に活かしていきます。また、小中一貫教育に関する取組について、保護者や地域に、啓発リーフレットの配布やホームページでの情報発信を積極的に行います。

9 発展的な取組

- ・ 小学生が中学校校舎で授業を受けたり、放課後に部活動に参加したりすることで、早い段階から中学校生活に慣れる効果が期待できます。条件が整う場合には、中学校校舎での定期的な活動を実施していきます。
- ・ 小・中学校の教員が協力して子供たちを指導する、乗り入れ授業を実施することにより、小学校教員と中学校教員が互いの専門性を高めることができ、学習面で小・中学校の接続を滑らかにするための工夫が図られて授業改善につながります。条件が整う場合には、小・中学校の教員による乗り入れ授業を定期的実施していきます。

第6節 今日の教育課題への対応

【現状と課題】

- ・ 学校においては、震災等の発生に際し、児童・生徒および教職員の安全の確保を図ることが重要であり、東日本大震災の教訓を踏まえ、防災教育の充実や各学校における危機管理マニュアルの見直しを図る必要があります。
- ・ 子供たちの社会性、規範意識などを育てるため、職場体験活動やボランティア活動、集団宿泊体験など様々な体験活動を行うことが重要です。
- ・ 国際化が進展していく中で、児童・生徒が異なる言語や文化を学ぶことにより国際感覚の基盤を培い、コミュニケーション能力の基礎を養うことが重要です。また、国際社会を日本人として生きる自覚を育むために、日本の伝統・文化や郷土の自然や歴史などを正しく理解する取組を推進していくことが求められています。
- ・ 区では中学生を対象として外国人助手（ALT）^{※31}による英語学習指導を実施していますが、今後はさらに、小学校5年生および6年生に外国語活動が位置付けられた^{※32}ことへの対応を図っていく必要があります。
- ・ 地球規模の温暖化などの環境問題への対応が求められる中、持続可能な社会^{※33}の構築のために、教育の果たす役割の重要性が高まっています。学校教育においては、児童・生徒が環境についての正しい理解を深め、自然環境を大切にする心や地球環境、資源・エネルギー問題について学習を充実していく必要があります。
- ・ 小学校高学年から中学校にかけて児童・生徒の自己肯定感が低下し、劣等感が生じやすくなる傾向があり、問題行動の原因にもなっています。

【施策の方向性】

- 各学校における防災に関する取組を推進します。
- 児童・生徒が思いやりの心を持ち、社会生活を営む上で必要な規律を身に付け、進んで社会に貢献しようとする精神を育てるため、様々な体験活動の機会の充実を図ります。
- 児童・生徒が異なる言語や文化への理解を深め、コミュニケーション能力を養うことが

※³¹ 外国人助手：Assistant Language Teacherの略。教員と協力して授業を行う外国人講師

※³² 平成20年3月の小学校学習指導要領の改訂による。

※³³ 持続可能な社会：有限な地球環境の中で、環境負荷を最小にとどめ、資源の循環を図りながら、地球生態系を維持できる社会のこと。

できるよう取組を推進します。

- 児童・生徒が日本の伝統・文化への理解を深め、郷土や国に対する愛着や誇りを育むことができるよう取組を推進します。
- 児童・生徒が生命や自然の大切さを学び、環境の保全に寄与する態度を養うことを目的に環境教育を推進します。
- 児童・生徒が自らの成長を実感し、自己肯定感や自己有用感を育ていけるよう平素の授業をはじめ、キャリア教育としての授業の充実を図ります。

【主な取組】

1 防災教育の推進

- ・ 各学校は、児童・生徒の発達段階の実態に即して、危機管理意識の向上および実践力を身に付けられるよう計画的な防災指導を行うとともに、学校防災計画のさらなる充実を図ります。
- ・ 区長部局の組織や防災機関と連携し、各学校の防災に関する取組に対し、講師派遣や訓練指導等による支援を積極的に行います。
- ・ 教員用の地震対策の手引きを改訂するとともに、全校一斉防災訓練を実施するなど各学校の防災対策を支援します。
- ・ 学校と地域とが連携した防災訓練を実施します。特に中学生は、災害復旧の大切な担い手として地域から期待されていることから、住民と中学生が協働して防災訓練に参加する取組などを推進します。

2 体験活動の推進

- ・ すべての教育活動において、いわゆる「座学」に終始するのではなく、模擬体験を含めた体験活動を適切に設定し、実感や共感を伴った学習成果を得られるよう授業の構成を工夫します。
- ・ 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる心を育み、日常の学校生活では得られない経験や交流を図るため、安全に配慮しながら、小学校では移動教室、中学校ではスキー移動教室、臨海学校および修学旅行の充実を図ります。
- ・ 児童・生徒が地域の清掃活動を通して、地域とつながり、環境美化に対する心と地域の形成者としての資質を養うことを目的に区内クリーン運動を推進します。

3 国際理解教育の推進

- ・ 中学生を対象として外国人助手（ALT）による英語学習指導を充実し、生徒のコミュニケーション能力の向上と異文化理解の促進を図ります。
- ・ 生活や考え方の異なる外国人と相互に理解し、学び合うことを目的として、海外へ中学生の派遣を行い、外国人と交流する機会の充実を図ります。
- ・ 日本語の語学力不足のために、学校生活に支障のある海外からの帰国児童・生徒および外国籍児童・生徒に対して、日本語等指導講師^{※34}による日本語指導や生活習慣の指導の充実を図ります。
- ・ 外国語活動指導員^{※35}を、全区立小学校と中学校特別支援学級に配置し、外国語活動の「聞く」「話す」活動を中心に、子供たちがコミュニケーションを十分楽しめるように援助します。

4 伝統・文化への理解の推進

- ・ 児童・生徒が地域や日本の伝統・文化への理解を深め、郷土や国に対する愛着や誇りを育むことができるよう、各学校の創意工夫と区独自の地域教材を活用することなどにより、特色ある教育活動を推進します。
- ・ 各教科等の内容に則して地域や日本の伝統・文化にふれる機会を持つとともに、専門家派遣事業^{※36}等も活用して、子供が伝統芸能や伝統的な技術などに接する場を設定し、地域や日本の伝統・文化への理解の推進を図ります。

5 環境教育の推進

- ・ 児童・生徒が環境について総合的に学ぶことができる教育を推進するために、環境教育実施協議会を活用し、環境教育推進の啓発と研修会の充実を図ります。
- ・ 学校に設置したビオトープ^{※37}や学校周辺のみどりなどの活用や、区が実施するエコライフチェック^{※38}への参加、エネルギー使用量を監視する機器の導入により環境負荷への

※³⁴ 日本語等指導講師：日本語等の習得が不十分なために学習に支障をきたしている帰国児童・生徒および外国籍児童・生徒を対象に、日本語への不安を取り除き学校生活への適応を図るために配置する講師

※³⁵ 外国語活動指導員：担任が行う外国語活動を補助するために配置している指導員。指導員のほとんどが日本人

※³⁶ 専門家派遣事業：学校の申請を受け伝統芸能等に関わる専門家を派遣する事業。区だけでなく東京都でも実施している。

※³⁷ ビオトープ：学校の敷地内に、多様な生物が生育・生息することのできる草地や池などの空間を復元する取組

※³⁸ エコライフチェック：エコライフチェックシートを用いて、児童・生徒などが、ある1日において、日常生活における環境配慮を実行することができたかどうかを自分で確認する取組

関心を高めるなど、体験を通じた環境教育を推進します。

- ・ 区長部局の組織や環境保護に関する区民団体などと連携した環境教育の取組を推進します。

6 キャリア教育の推進

- ・ 望ましい職業観・勤労観を培うために、発達段階に応じたキャリア教育を義務教育9年間を通して進め、児童・生徒が、将来に向けた夢や希望を持ち、自分なりの生き方や考え方を育てるようにします。
- ・ キャリア教育の推進にあたっては、中学校における職場見学や職場体験をはじめとして、体験的な活動を重視し実感的な理解を伴う学習展開に努めます。

第7節 教員の指導力向上に向けた支援

【現状と課題】

- ・ 教員は、子供たちの心身の発達に関わり、その人格形成に大きな影響を与える存在であり、次代を担う子供たちを育成していく上での役割は大きいため、絶えずその資質・能力を向上させる必要があります。
- ・ 校内（園内）研修は、教員の資質・能力を高めるだけではなく、指導内容や方法の具体的改善・工夫を促し、その成果が直接、子供の成長に反映していくことから、近年、ますます重視されてきています。
- ・ 今後およそ10年間で、定年を迎える教員の大量退職が続き、教員全体の約3分の1が入れ替わると予想されていることから、若手教員の養成が課題となっています。
- ・ 学習指導要領を踏まえた「わかる」「楽しい」授業を実施するための教員への支援も重要であり、特に外国語活動指導員（42ページ参照）の配置を充実していく必要があります。
- ・ 教員の指導力の向上を進める必要がある一方、教員の業務の多さが問題となっており、校内会議、事務処理等教員の学校業務の負担を軽減し、教員が児童・生徒に直接向き合う時間や教材研究の時間の確保を図っていく必要があります。

【施策の方向性】

- 教員に対する各種研修等の実施、意欲と能力のある若手教員の養成を進め、教員の資質と指導力の向上に努めます。
- 教育研究・研修の拠点として、「(仮称) 学校教育支援センター」を整備し、教員の資質と指導力の向上を支援します。
- 教員が子供一人一人に向き合う環境づくりを推進します。

【主な取組】

1 教員研修の充実

- ・ 教員に対する職層や教育課題に応じた研修を質・量ともに充実させるとともに、自主的研究活動の奨励を通して教員の資質向上と学習指導力の向上に努めます。

2 若手教員の指導力向上

- ・ 意欲と能力のある若手教員の養成を進め、授業力とともに様々な教育課題へ適切かつ柔軟に対応できる力量形成を図ります。そのため、区で主催する若手教員向けの研修を充実するとともに、校内においても、日々の業務の中で、具体的な指導ができるよう O J T^{※39}の推進を図ります。

3 校内研修・研究の充実と成果の活用

- ・ 多様化する児童・生徒のニーズを把握し、教員の指導力の向上を図るための校内研修・研究を充実し、日々の実践場面での活用を促します。

4 教育研究校の指定

- ・ 各学校（園）の教育課程や児童・生徒の指導法を改善するとともに教員の指導力を高めるために、教育課題研究指定校（園）や教育研究校（園）を指定し、その研究を支援します。

5 （仮称）学校教育支援センターの整備

- ・ 学校教育支援機能を充実・強化するため、現総合教育センターを発展的に改組し、教育研究および教員研修ならびに教育相談の拠点となる「（仮称）学校教育支援センター」を整備します。

6 学校教育関係団体への助成

- ・ 学校教育研究活動の充実を図るため、小学校教育会、中学校教育研究会などの学校教育関係団体への助成を行います。

7 学習指導要領に基づく教育活動の充実に向けた支援

- ・ 学習指導要領を着実に実施するため、区独自の指導資料の作成などを行うほか、武道や小学校外国語活動^{※40}の適切な実施と教員の資質向上を図ります。

8 子供と向き合うことができる環境整備

- ・ 教員が、授業等により一人一人の子供に向き合う環境をつくるため、学校に対する各種調査のあり方や事務処理の見直し、校務の情報化（63ページ参照）などに取り組みます。

※³⁹ O J T：職場内研修（On the Job Training）。研修所等において行われる職場外研修に対して、各職場で職務を通じて必要な知識や能力を身に付けていくこと。

※⁴⁰ 小学校外国語活動：平成23年度から実施され、小学校5・6年生で必修化された、音声を中心に外国語に慣れ親しみ、コミュニケーション能力の素地を養うことを目標として行う活動

第2章 家庭や地域と連携した教育の実現

第1節 地域に開かれた学校教育の推進

【現状と課題】

- ・ 保護者や地域の信頼に応え、家庭や地域と連携して教育活動を展開するため、地域に開かれた学校づくりの重要性がますます高まっています。
- ・ 区では、保護者・地域の意見を学校運営に活かすため、学校評議員^{※41}制度を実施しており、今後は、家庭・地域の参加がより進むように、様々な意見交換の機会などを充実していく必要があります。
- ・ 地域に開かれた学校教育を推進するためには、各学校における取組を積極的に地域へ発信していくことが求められます。また、インターネットの普及により、保護者や地域へ学校の情報を伝達する手段として、学校ホームページは、その重要性が増しています。
- ・ 区では、学校と地域が連携し、地域ぐるみで学校を支援する取組として、学校応援団^{※42}や学校安全安心ボランティア^{※43}などを推進しており、学校応援団については、平成22年度までに全区立小学校に設置しました。今後は、地域の人材活用や学校施設の積極的な開放などがより一層求められていることから、学校と地域が連携した取組を充実していく必要があります。
- ・ 団塊の世代をはじめ、地域に貢献する意欲と熱意を持つ住民に積極的に関わっていただくため、学校と家庭や地域の人材をつなぐ仕組みを検討する必要があります。
- ・ 青少年育成地区委員会^{※44}は、青少年の健全育成等を目的に、学校・家庭・地域と連携して野外活動やスポーツ・文化活動などの様々な事業を実施しています。今後は、学校・家

※⁴¹ 学校評議員：保護者や地域の意見を幅広く校長が聞き、地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進するために設置するもの

※⁴² 学校応援団：学校施設を有効活用して地域の核としての開かれた小学校づくりを目指し、地域の見守り、ふれあいの中で子供たちが安全・安心に過ごすことができるように、PTA、町会・自治会、青少年委員などの協力を得て小学校毎に設置している。

※⁴³ 学校安全安心ボランティア：小学校の授業時間中に来校者へ声かけなどを行うことにより児童の安全を高めるとともに、ふれあい給食などにより児童との交流を進める、保護者や地域のボランティアのこと。

※⁴⁴ 青少年育成地区委員会：区内17地区の委員会ごとに、青少年の健全育成と青少年のより良い環境づくりを目的に地域の実情に合わせた事業を実施している。学校関係者、青少年委員等約2,000名のボランティアの委員で構成されている。

庭・地域と連携がより進むよう、事業を充実していく必要があります。また、区立小学校ごとに、区から委嘱された青少年委員^{※45}が、学校と地域との調整役を担っており、その活用を積極的に行っていく必要があります。

【施策の方向性】

- 区立幼稚園、小・中学校における学校評議員制度がより活性化するよう支援し、開かれた学校づくりを進めます。
- 優れた知識・技能や社会経験を持つ学校外の地域の人材を学校教育に積極的に活用し、児童・生徒に幅広い知識や人としての生き方、社会との関わり方などを学ばせる機会を充実させることで、学校や地域の教育力の活性化につなげます。
- 学校運営、教育活動等についての情報を積極的に家庭や地域へ発信します。
- 学校応援団の事業を充実し、事業に関わる人材の育成を図っていくとともに、地域の人材と学校とをつなぐ取組等を推進します。
- 青少年育成地区委員会および青少年委員の活動を充実し、学校・家庭・地域が連携した事業等を推進します。
- 教員を目指す学生に対して、区立小・中学校における授業支援や部活動支援等の体験実習の場を提供するなどの大学との連携を推進します。

【主な取組】

1 学校経営計画に基づく学校経営の充実

- ・ 各学校は、家庭および地域の意見や要望を踏まえ、学校として目指すべき目標を設定した学校経営計画^{※46}に基づき、学校として組織的、計画的、継続的な教育活動を展開し、学校運営を改善・充実します。また、その内容について、学校ホームページで周知するなど積極的に情報発信していきます。

2 学校関係者等を活用した学校経営の改善

- ・ 各学校は、学校評議員等を委員とする学校関係者評価委員会^{※47}等を活用した学校評価

※⁴⁵ 青少年委員：小学校の通学区域から1名ずつ、小・中学校校長会から代表各1名の計67名を青少年委員に委嘱している。主として、ジュニアリーダーの養成、地域の子ども会事業などに携わっているほか、地域懇談会を開催するなど、地域・学校・区の連携を図っている。

※⁴⁶ 学校経営計画：校長が、学校のビジョンを明らかにし、中期的目標を立て、各年度における学習指導、学校運営等の教育活動の目標と、これを達成するための具体的方策および数値目標を示すもの

※⁴⁷ 学校関係者評価委員会：教職員と地域住民、保護者等で構成された委員会で、学校運営の現状と課題について評価を行う。

を適正に実施して成果や課題、改善策を家庭や地域に対して公表し、保護者や地域から理解と協力を得て、信頼される学校づくりを進めていきます。

- ・ 各学校（園）の校（園）長と学校評議員が共通の認識をもち、学校評議員制度の一層の充実と学校評価を活かした学校改善の充実を図るため、「学校評議員と学校との集い」を隔年で実施します。

3 学校支援システムの構築

- ・ 学校のニーズに合わせた地域の人材の円滑な活用を目指して、教育活動をサポートする支援システムの構築を検討します。

4 学校からの情報発信の充実

- ・ 区報やホームページ、教育広報などを通じ、学校運営および教育活動についての情報を充実するとともに、学校応援団、学校安全安心ボランティア等家庭や地域と連携した活動に関する情報発信の充実を図ります。
- ・ 平成23年度に全区立小・中学校に導入したCMS^{※48}を活用し、学校ホームページを充実させ、家庭や地域とのよりきめ細かな情報発信を進めていきます。

5 学校応援団・開放等事業の充実

- ・ 学校応援団と協働し、学校開放事業・児童放課後等居場所づくり（ひろば）事業などの地域の人材を活かした事業を進めるほか、学校施設の積極的な地域活用を図ります。

6 学校安全安心ボランティアの充実

- ・ 保護者や住民にボランティアとして、小学校において来校者への声かけなどの活動をしていただくことにより、授業時間中における児童の安全を高めるとともに、ボランティアと児童との交流を促進します。

7 青少年育成地区委員会および青少年委員活動の充実

- ・ 青少年育成地区委員会および青少年委員と学校との連携を強化し、地域の特色を活かした事業の充実を図り、その内容を積極的に周知していきます。また、児童・生徒が様々な事業の企画運営に参加できるように支援していきます。

※⁴⁸ CMS：コンテンツマネジメントシステムの略。ホームページを構成するテキストや画像、レイアウト情報などを保存・管理し、それらの情報から自動的にホームページを構築する機能を持ったシステムのこと。

8 大学との連携の充実

- ・ 学校における指導補助を行う実習、教育実習前に学校現場を体験する実習、短期間集中的に指導補助等を行うインターンシップ（就業体験）を今後も積極的に実施し、区内および近隣にある大学との連携を推進します。また、大学と連携した研修カリキュラムの開発等を行い、教育研修の一層の充実を図ります。
- ・ 区立小・中学校において指導補助や部活動の支援等を行う学生ボランティアを募集し、個に応じた教育の充実や放課後学習の補助など教育内容の充実を図ります。

第2節 特色ある学校づくり

【現状と課題】

- ・ 少子化による児童・生徒数の減少や、児童・生徒の学習ニーズの多様化、激しい社会の変化の中で、学校の活性化・特色化を図ることが求められています。
- ・ 区では、特色・魅力ある学校づくりを進め、区立中学校への入学において、保護者・生徒の意思を尊重する公平で透明性のある制度として、平成17年度の新1年生から区立中学校の学校選択制度を実施しています。平成20年には「練馬区立中学校選択制度検証委員会」を設置して、成果や課題等に関する検証を行い、学校選択制度の改善・充実を図っていますが、生徒・保護者の希望が反映できるなどの成果がある反面、学校間における生徒数の差が広がる等、引き続き、解消すべき課題も顕在化しています。また、学校と地域のつながりの観点からも制度の検討が求められています。
- ・ 各学校では、地域の特性や人材を活用したり、関係団体に協力を求めたりするなどして、特色ある学校づくりに取り組んでいます。今後は、その取組や学校運営などの情報をより積極的に家庭や地域に発信していく必要があります。
- ・ 学校部活動の充実を図るため、外部指導員^{※49}の配置等を行うとともに、児童・生徒のニーズに合わせて運動部・文化部の活動の充実を図っています。今後も外部指導員のさらなる充実を図っていく必要があります。

【施策の方向性】

- 地域や児童・生徒の実態に合わせて、学校ごとに創意工夫を凝らした教育指導を行うことにより、魅力的な学校づくりを目指します。
- 中学校選択制度については、成果と課題を整理・検証し、今後の方向性を明らかにしていきます。
- 地域と連携し、外部指導員の配置等を行いながら、学校教育の一環として部活動を充実します。
- 学校運営、教育活動等についての情報発信を充実し、学校の特色・魅力を積極的に伝えます。

※⁴⁹ 外部指導員：学校における部活動において、顧問教員の指導に従い、知識や経験などに基づき、専門的な技術指導を行っている学校の教職員以外の指導員

【主な取組】

1 地域を活用した教育活動の推進

- ・ 国際理解、環境、福祉、地域交流などの分野での教育指導において、各学校や児童・生徒の実態に合わせた特色づくりを進めるとともに、地域の特性や人材を積極的に活用していきます。

2 学校選択制度の検証

- ・ 中学校選択制度については、児童・生徒や保護者、学校関係者、地域などの意見、施設状況など様々な視点から検証し、その方向性を明らかにします。
- ・ 生徒数の少ない小規模な中学校に対しては、教員の配置や部活動の外部指導員の充実などの人的支援を通して、特色ある学校づくりを進めていきます。

3 部活動支援の充実

- ・ 生徒の個性や可能性の伸長、豊かな人間関係づくりや青少年の健全育成を目指し、中学校部活動の活性化に努めます。
- ・ 中学校部活動の活性化および技術指導等のため、外部指導員のさらなる充実に努めます。

4 多様な教育活動の充実

- ・ 各学校において、児童・生徒や地域などの状況に応じた特色ある教育活動を年間指導計画に位置付け展開します。
- ・ 地域の特性や人材を活用したり、PTAなどの関係団体に協力を求めたりするなどして、児童・生徒の教育課題に関する講演会やアニメ、農など地域の特色ある産業などを活かした体験学習などを実施し、特色ある教育の充実に努めます。また、これらの経費について一定の補助を行います。

5 学校からの情報発信の充実

- ・ 区報やホームページ、教育広報などを通じ、学校運営および教育活動についての情報を充実するとともに、学校応援団、学校安全安心ボランティア等家庭や地域と連携した活動に関する情報発信の充実に努めます。
- ・ 平成23年度に全区立小・中学校に導入したCMSを活用し、学校ホームページを充実させ、家庭や地域とのよりきめ細かな情報発信を進めていきます。

第3節 子育て家庭への支援と子供の居場所づくり

【現状と課題】

- ・ 近年の社会経済情勢の急激な変化や少子化の進行などに伴い、子供や子育て家庭を取り巻く環境は大きく変わってきており、育児不安や育児ノイローゼなど子供の養育をめぐる様々な問題が顕在化しています。乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、乳幼児の健やかな成長のため、家庭、地域、関係機関がそれぞれの役割を十分に果たしながら連携していくことが必要です。
- ・ 経済面や健康面などの様々な課題を抱え、支援が必要な家庭があります。また、ネグレクト（保護の怠慢・拒否）などの児童虐待や家庭崩壊など、学校だけでは対応が困難な問題を抱えている家庭もあります。そのような家庭を支援するため、学校と関係機関との連携を強化する必要があります。
- ・ 家庭教育は、すべての教育の原点であり、子供の基本的な生活習慣や、他人に対する思いやり、善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどの「生きる力」の基礎を育む上で重要な役割を果たすことが期待されています。
- ・ 少子化や核家族化の進行、地域の変化など、子供や子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭における子育て機能の低下が指摘されており、身近な地域全体で家庭教育を支えていく基盤づくりが求められています。
- ・ 放課後や学校休業中などに、安全で安心な小学生の居場所を確保する必要性は高く、仕事と子育ての両立支援のために欠かせない場となっていることから、「第二次練馬区放課後子どもプラン」（平成22年3月策定）の推進を図る必要があります。
- ・ 青少年が仲間同士で活動できる場や、地域と関わりを持つ機会が少なくなっていることから、青少年の健全育成や自立支援に向けた活動の機会や場の確保を図っていく必要があります。

【施策の方向性】

- 乳幼児期から青年期までの子供に対する総合的かつ切れ目のない成長支援の施策を、効果的・効率的に展開するため、教育、福祉、保育、保健等を所管する関係機関の連携を強化します。

- 児童・生徒およびその保護者等を対象に、家庭教育や子供の健全育成、安全等に関する学習や話し合いの場や機会を充実します。
- 児童・生徒が安全で安心して過ごせる放課後等の居場所づくりに取り組みます。
- 青少年が様々な年齢の人と交流し、活動できる機会と場の提供を行います。
- 幼稚園教育の就園環境を整備するため、区立幼稚園と私立幼稚園の格差是正に配慮しながら、適切な補助を行っていきます。
- 認証保育所に在籍する園児の保護者の負担を軽減するため、適切な補助を行っていきます。
- 就学前の子供やその保護者への子育て支援の充実を図るため、幼稚園、保育所、小学校と保護者、地域の連携を強化し、地域に開かれた取組を展開していきます。

【主な取組】

1 関係機関の連携の強化

- ・ 子ども家庭支援センター、(仮称)学校教育支援センター、学校、PTA、(仮称)子ども発達支援センター、総合福祉事務所、保健相談所、幼稚園、保育所等の連携を強化し、子育て家庭への総合的な相談・支援体制の充実を図ります。
- ・ 児童虐待に対しては、早期発見・早期対応が重要であることから、不登校や身体状況など、虐待の兆候の早期発見から情報の共有、適切な対応へつながる関係機関の連携体制の強化を図ります。

2 家庭教育への支援

- ・ 児童・生徒および保護者ならびに子供の教育に関心のある区民を対象に実施している家庭教育の講座や子供の育成・安全に関わる様々な課題等について学び、体験できる講座の企画・運営を充実します。
- ・ (仮称)学校教育支援センターにおいて、家庭教育啓発リーフレット「健やかに育てる」を発行するとともに、健やか講演会を開催し、保護者が抱える様々な子育ての悩みや不安の解消を図ります。

3 放課後子どもプランの推進

- ・ 「第二次練馬区放課後子どもプラン」に基づき、児童放課後等居場所づくり(ひろば)事業と学童クラブ事業の連携を推進し、児童・生徒が安全で安心して過ごせる放課後等の居場所づくりに取り組みます。

4 青少年の育成と活動の機会の提供

- ・ 青少年が様々な年齢の人と交流し、実際の体験を通して自立心や社会性を養えるよう、青少年の育成と活動の機会と場の提供の充実を図ります。

5 就学援助

- ・ 教育の機会均等の観点から、経済的な理由により義務教育を受けることが困難な公立小・中学校の児童・生徒の保護者に、学校給食や学用品、修学旅行、移動教室などの費用の一部を援助します。

6 私立幼稚園等園児保護者負担の軽減

- ・ 私立幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担を軽減するため、入園料および保育料の一部を助成します。
- ・ 認証保育所に通う園児の保護者の経済的負担を軽減するため、保育料の一部を助成します。

7 未就園児保育の充実

- ・ 幼稚園機能を弾力的に運用し、子育て相談の実施や園舎・園庭の地域開放などの未就園児保育の充実を図り、地域に開かれた幼稚園づくりを進めます。
- ・ 区立保育所では、地域交流事業として、ふれあい給食、園庭開放等を行い、子育て相談にも応じています。また、地域ごとに子育ての輪、おいしいものをつくろう等の事業を実施し、地域に開かれた保育所として、未就園児保育の充実を図ります。

第3章 教育環境の充実

第1節 教育相談の充実

【現状と課題】

- ・ 近年、子供と学校を取り巻く社会状況が大きく変化し、いじめや不登校に加え、発達障害など特別な配慮が必要な子供への支援などの課題が顕在化しています。また、子供や保護者からの相談件数が増加するとともに、内容も多様化・複雑化しており、子供の健やかな成長を援助する教育相談への需要は質・量ともに大きくなっています。
- ・ このような課題に対応するため、心のふれあい相談員^{※50}やスクールカウンセラー^{※51}などの校内相談体制と、教育相談室などの校外相談体制を一層充実させるとともに、学校、教育相談室、適応指導教室、子ども家庭支援センター、(仮称)こども発達支援センター、総合福祉事務所、保健相談所など、関係機関の連携を一層深めていくことが求められています。
- ・ また、不登校の児童・生徒には、心の安定と集団生活への適応を支援する適応指導教室を運営し学校復帰を支援していますが、今後は、不登校の子供一人一人の状況に応じた対応のさらなる充実を図る必要があります。
- ・ さらに、教員を対象とした学校教育相談研修や学校訪問事業などの登校支援対策事業を充実させていく必要があります。

【施策の方向性】

- 区民が身近なところで相談が受けられるよう、教育相談室を増設するとともに、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員などの校内の教育相談体制を充実します。
- 教育相談の拠点として、(仮称)学校教育支援センターを設置し、関係機関との連携等を推進します。
- 不登校、いじめ、暴力行為等への対応の推進を図るため、未然防止、早期発見・早期対

※⁵⁰ 心のふれあい相談員：児童からの相談を受け、話し相手になり、児童の悩みや不安、ストレスなどを和らげるために区が配置している相談員

※⁵¹ スクールカウンセラー：いじめや不登校の未然防止や改善・解決を図るために小・中学校に東京都が配置している臨床心理士の資格を有する相談員

応につながる効果的な取組を充実します。

【主な取組】

1 教育相談体制の充実

- ・ 練馬、光が丘、関の3つの教育相談室に加え、大泉地区に教育相談室を1室整備します。
- ・ 心のふれあい相談員の全校配置を継続するとともに、スクールカウンセラーとの連携を一層強化し、校内相談体制を充実します。
- ・ スクールカウンセラー、心のふれあい相談員等の相談員制度の所管を（仮称）学校教育支援センターに移し、学校や関係機関などの連携を強化します。
- ・ 不登校やいじめなどの問題を解決するため、主に福祉的な観点から、家庭訪問や保護者・教員への助言、家庭・学校・関係機関のネットワークの構築などを行うスクールソーシャルワーカーの配置を行っていきます。

2 児童・生徒の不登校対策の充実

- ・ 適応指導教室において、引き続き、不登校児童・生徒の心の安定を図るとともに、集団活動や教科学習の充実を図り、学校への復帰を支援します。また、適応指導教室のあり方についても検討していきます。
- ・ 不登校等に関わる校内研修会に専門家を派遣して助言する学校訪問相談事業や教員を対象とした登校支援に関わる研修を充実します。
- ・ 登校支援シート^{※52}を活用して不登校や不登校傾向にある児童・生徒の情報を共有し、組織的・継続的な支援を図ります。
- ・ 家にとじこもりがちな子供の家庭を大学生等がネリマフレンドとして訪問し、悩み事の相談や学校生活に復帰するための支援を充実します。

3 いじめ防止対策の推進

- ・ いじめをなくすために、いじめについて考え、防止する気持ちを育むために、「いじめ防止実践事例発表会」等の内容を充実します。
- ・ いじめがあるという認識の上で子供の細やかな状況把握に努めるとともに、いじめ発生に対しての速やかな組織的対応を強化します。

※⁵² 登校支援シート：不登校や登校しぶりの児童・生徒の情報を学校内で共有し、組織的・継続的な支援を行うために活用するシート。校内版シートと小中連携版シートの2種類がある。

第2節 安全・安心な教育環境の整備

【現状と課題】

- ・ 近年、小学校に不審者が侵入して児童や教職員に危害を加える事件や下校中の児童が犯罪に巻き込まれる事件が発生するなど、学校や通学路における事件が大きな問題となり、学校や地域が連携して児童・生徒の安全確保のための取組を推進していくことが求められています。他方、児童・生徒が非行などの問題行動を引き起こす事例も見られます。
- ・ 情報通信技術の発達と普及により、児童・生徒がインターネット機能の付いた携帯電話の使用等により様々なトラブルや犯罪に巻き込まれたりすることが大きな社会問題となっていることから、学校、保護者、関係機関等が連携し、児童・生徒がこれらの危険から身を守るための指導を充実していく必要があります。
- ・ 緊急時における児童・生徒の安全確認や保護者の安心確保のためには、地震、台風などによる災害時や学校周辺での事件・事故の発生時に、学校と保護者との連絡体制を充実することが求められています。

【施策の方向性】

- 学校安全安心ボランティア、子供安全安心教室^{※53}などの学校安全対策を引き続き推進し、授業時間中や登下校時における児童の安全の確保を図ります。また、児童・生徒の非行防止に対する取組を推進します。
- 情報社会の進展に伴う様々な危険から児童・生徒を守り、児童・生徒が的確な判断ができるよう携帯電話等の使用に関する情報安全教育を推進します。
- 学校と保護者との間における緊急時の連絡体制の充実を図ります。

※⁵³ 子供安全安心教室：子供たちが、いじめ、誘拐などの様々な暴力から自分を守るための方法を学ぶプログラムを実施している。

【主な取組】

1 学校安全対策の推進

- ・ 全区立小学校において、保護者や住民による来校者への声かけなどにより授業時間中の児童の安全を確保するため、学校安全安心ボランティア事業の充実を図ります。
- ・ 区立小学校において、学校および登下校の安全を確保するため、小学校低学年や教職員、保護者を対象に子供安全安心教室の充実を図ります。
- ・ 各学校において、児童・生徒の非行防止と犯罪被害防止を目的に警察署などと連携し実施するセーフティ教室を推進します。
- ・ 各学校に設置している学校サポートチーム^{※54}を活用し、問題行動の未然防止および迅速な対応に努めます。

2 交通安全教育の推進

- ・ 自転車の安全な利用の仕方および安全な歩行等について、定期的な安全指導や交通安全教室などを通して徹底を図ります。

3 情報安全教育の推進

- ・ 児童・生徒が携帯電話等の使用によって起こる犯罪に巻き込まれたり、誤った情報発信によりトラブルを起こしたりしないよう、全区立小・中学校においてインターネットや携帯電話等の使用に関する情報モラル講習会の実施を推進します。
- ・ 児童・生徒の保護者だけでなく、区民一般に向けて情報リテラシー^{※55}講座や情報教育講演会などの内容を充実します。

4 緊急時連絡体制の整備

- ・ 災害時や事故発生時における児童・生徒の状況などを保護者に対し、迅速かつ的確に伝えていくため、学校ホームページの活用や一斉メールの導入など多様な連絡体制の整備を進めます。

※⁵⁴ 学校サポートチーム：児童・生徒の問題行動発生時の対応など、複数の機関が連携して支援する必要があると判断される児童・生徒の問題について、連携して対応するために設置する関係機関の実務担当者による組織

※⁵⁵ 情報リテラシー：コンピュータ・ネットワークの活用を中心として、情報を正しく扱い、使いこなす能力

第3節 特別支援教育の充実

【現状と課題】

- ・ 特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒の教育に関しては、一人一人のニーズに応じた適切な支援を行うための体制づくりを進めるとともに、障害のある子供とない子供が互いに助けあう環境が求められています。
- ・ 区立小・中学校では、知的障害や情緒障害、難聴・言語障害、視覚障害、その他LD、ADHD、自閉症など、特別な支援を必要とする児童・生徒が在籍しており、担任教員だけでなく学校全体で必要な支援体制を整備していくことが求められています。
- ・ 区では、平成19年3月の「練馬区特別支援教育あり方検討委員会報告」に基づき、校内組織として校内委員会を設置するとともに、教員の中から特別支援教育コーディネーター^{※56}を指名することによって、特別支援教育実施に向けた校内体制の整備を進めています。
- ・ 特別な支援を必要とする児童・生徒への学校生活上の介助や学習上の支援を総合的かつ安定的に行うため、平成21年度から学校生活支援員を設置し、人的支援の充実を図っています。また、区立幼稚園においても、介助員を配置して、特別な支援を必要とする幼児への支援を実施しています。
- ・ 特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が増加傾向にあり、その対応が求められています。
- ・ 平成23年8月に公布された改正障害者基本法において、障害者の教育に関し、これからの方向性が示されています。今後、国や東京都の動向を注視し、区における特別支援教育の推進について、検討していく必要があります。

【施策の方向性】

- 校内外の特別支援教育体制を充実させることにより、特別支援教育を推進する教育環境の充実を図り、一人一人の障害の種別や程度、発達段階に応じたきめ細やかな指導を行います。
- 地域バランスを考慮しながら特別支援学級を計画的に設置するとともに、国や東京都の動向も注視しながら、新たな整備計画を検討します。
- 区立幼稚園における、特別支援教育の充実を検討するとともに、私立幼稚園における特

※⁵⁶ 特別支援教育コーディネーター：特別な支援を必要とする児童・生徒やその保護者のために、学校内および関係機関との連携・調整を行う教員のこと。

別支援教育の推進を支援していきます。

【主な取組】

1 校内支援体制の整備

- ・ 区立小・中学校において、教員の中から特別支援教育コーディネーターを指名し、特別支援教育に関する校内委員会を設置して、発達障害を含む障害のある児童・生徒への組織的な支援体制を整備します。
- ・ 特別支援学級に在籍する児童・生徒や、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、学校生活上の介助や学習活動上の支援を行う学校生活支援員の配置を充実します。

2 校外支援体制の整備

- ・ 区立小・中学校での特別支援教育の取組を支援するために、学校巡回相談員^{※57}による巡回相談を行い、専門的立場から助言を行います。
- ・ 学校巡回相談員による巡回相談をより効果的、効率的に行うため、その取組を拡充し、専門的な意見を提示、助言できる医師、心理専門家等による専門家チームの活動を充実していきます。
- ・ 児童の幼稚園・保育所での様子や指導・支援の内容を小学校に適切に引き継ぐことにより、就学前教育から学校生活への円滑な移行を支援するため実施している「就学支援シート」について、利用実績や効果などに基づき、見直しも含めて活用を検討します。

3 就学相談の充実

- ・ 特別な支援を必要とする児童・生徒の一人一人の障害および発達の状態に応じて、最もふさわしい教育を行うために、都立特別支援学校や（仮称）こども発達支援センターなど関係機関との連携を充実して、就学相談を実施します。
- ・ 医師、校長、教員等で構成される就学相談委員会と精神科医、校長、教員、福祉関係職員等で構成される就学指導委員会を設置し、就学相談を適切に実施します。

4 特別支援学級の設置

- ・ 特別支援学級の児童・生徒数の増加に対応するとともに、特別支援教育の拠点として整備をするため、新たな整備計画に基づき、特別支援学級を計画的に設置します。

※⁵⁷ 学校巡回相談員：養護学校や心身障害学級の教員経験のある者、臨床心理士等の専門的知識を持った者が学校を巡回し、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒への対応・指導方法について学校への助言・指導を行う。

第4節 学校施設・運営の環境整備

【現状と課題】

- ・ 区立小・中学校の施設は、校舎等の老朽化に伴い改築時期が集中することから、計画的に改築を進める必要があります。
- ・ 区立小・中学校の施設の耐震化は計画的に進められていますが、学校は、児童・生徒だけでなく、災害時には地域の避難拠点として区民の生命を守る重要な施設であることから、引き続き維持管理を適切に行うとともに、必要な点検を行い、良好な教育環境を確保する必要があります。
- ・ 東日本大震災において被害が報告された天井や照明器具、書棚などの非構造部材についても点検を実施し、耐震化を推進していく必要があります。
- ・ 児童・生徒の良好な学習環境整備のため、普通教室や一部の特別教室（図書室、音楽室）には空調機を設置しましたが、未設置の特別教室についても計画的に設置していくための検討を進める必要があります。また、トイレの改修についても、順次実施していく必要があります。
- ・ 自然環境の保全と緑化の推進が図られている中で、学校は地域のみどりの拠点としての役割が期待されています。児童・生徒の環境教育の観点からも、みどり豊かなうるおいのある学校づくりを推進していく必要があります。
- ・ 社会の情報化が進む中で、子供たちの情報活用能力を向上させるための環境整備が求められています。区では、平成22年11月に「学校配備システムの最適化計画（平成23年度～27年度）」を策定しており、今後も教育の情報化の推進と教育ネットワークシステムの整備に取り組んでいく必要があります。
- ・ 物品の整備等に関して、区では文部科学省基準 J I S 規格対応製品を区規格として採用し、児童・生徒の体格に合わせた机・椅子等の整備を行っています。
- ・ 区における児童・生徒数は、ピーク時の約6割まで減少しています。区立小・中学校の小規模化が進んでいる一方、マンション建設などにより児童・生徒数が増加傾向の学校もあり、学校間の児童・生徒数および学級数に格差が生じています。
- ・ 児童・生徒数および学級数による、学校規模の過小・過大校においては、教育指導上や学校運営上において課題が生じる傾向があります。
- ・ 区における幼児（3～5歳）人口は、昭和48年をピークに減少傾向が続いています。特

に、区立幼稚園5園のうち4園を設置している光が丘地区の幼児人口については、平成元年度の4分の1程度まで減少しており、光が丘地区の区立幼稚園における充員率は約40%となっています。

- ・ 学校で発生した問題に対して法律や福祉などの専門的知識による対応が求められるなど、学校だけでは解決が難しい事例が増えています。
- ・ 昨今の学校運営において、教育活動以外での多忙さが指摘されています。

【施策の方向性】

- 計画的な改修改築により、学校施設の耐久性を確保していくとともに、維持管理を適切に行うことおよび学校環境衛生基準^{※58}に沿った環境づくりを行うことにより、安全かつ快適な教育環境を整備します。
- 学校緑化に取り組み、みどり豊かなうるおいのある学校づくりを推進します。
- 教育の情報化における3つの要素である「情報教育」「教科指導におけるICT活用」「校務の情報化」を実現するために「学校配備システムの最適化計画」に基づき、教育ネットワークシステムを整備します。
- 学校設備、教材教具等の物品の整備を通して、児童・生徒の学習環境の向上を図ります。
- 区立小・中学校については、児童・生徒数の動向や校舎の改築時期などを踏まえて、区立学校の適正配置を検討します。
- 光が丘地区の幼児人口は今後も大幅に増加する可能性が極めて低い状況であること、光が丘地区の区立幼稚園の充員率が約40%であること等を踏まえ、光が丘地区の区立幼稚園の適正配置を進めます。
- 学校を取り巻く様々な課題について、その解決を図るための体制整備を進め、学校運営への支援を充実します。

【主な取組】

1 学校施設の整備

- ・ 学校施設の老朽化等に対応するため、改築が必要となる学校数を基に年次計画を策定し、計画的な改築を進めます。
- ・ 体育館の天井や照明器具など非構造部材の点検を実施し、耐震化を進めます。

※⁵⁸ 学校環境衛生基準：学校保健安全法第6条に規定する学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項について、児童・生徒および職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準

- ・ 特別教室の空調機設置状況等を調査し、計画的に設置していくための検討を進めます。
- ・ トイレの改修を順次実施します。
- ・ 学校施設の安全性を維持していくため、建築基準法や消防法などに定める法定点検の実施など、引き続き適切な管理に努めていきます。

2 学校環境衛生の充実

- ・ 学校環境衛生基準に沿った検査を実施し、学校の環境衛生の向上に努めます。
- ・ 学校薬剤師による指導・助言に基づいて、学校環境衛生の向上を図るための条件整備を推進します。

3 みどりと環境の学校づくりの推進

- ・ 学校において、緑化の推進を図るとともに、環境教育への活用を図るため、校庭芝生化や壁面緑化（みどりのカーテン）を推進します。
- ・ 学校施設の改築に合わせ、エコスクール^{※59}を整備します。

4 教育の情報化の推進

- ・ 児童・生徒のICT利用環境の整備とその活用により、情報教育に求められる3つの観点（情報活用の実践力、情報の科学的な理解および情報社会に参画する態度）をバランスよく身に付けさせるよう、学校全体で計画的に推進します。
- ・ 教科指導におけるICT活用では、児童・生徒の学習活動の多様化や授業改善を図ることができることから、「分かりやすく、深まる授業」の実現に向けて、ICT活用を推進します。また、教員のICT活用能力を高めるための研修の充実、ICT支援員の配置、学校ヘルプデスクの設置など、サポート体制を整備します。
- ・ 校務の情報化では、教員の情報共有を容易にし、子供たちに対してきめ細かな指導を可能とするとともに、校務の負担軽減を図り、教員が子供たちと向き合う時間や教員同

※⁵⁹ エコスクール：文部科学省が推進する環境を考慮して整備された学校施設のこと。エコスクールの整備に際しては、つぎの3つの点に留意することが必要とされる。

- 1 施設面・・・やさしく造る
 - ・ 学習空間、生活空間として健康で快適である。
 - ・ 周辺環境と調和している。
 - ・ 環境への負荷を低減させる設計・建設とする。
- 2 運営面・・・賢く・永く使う
 - ・ 耐久性やフレキシビリティに配慮する。
 - ・ 自然エネルギーを有効活用する。
 - ・ 無駄なく、効率よく使う。
- 3 教育面・・・学習に資する
 - ・ 環境教育にも活用する。

士が相互に授業内容を研究し合う時間の増加が見込まれることから、教育の質の向上と学校経営の改善に取り組みます。

5 学校設備・物品の整備

- ・ 教育環境を充実するため、教材教具整備標準^{※60}に基づいて教材・教具の整備を図ります。
- ・ 机・椅子等の学校運営上必要な校具等について、区の共通規格を定め、老朽度の高いものから順次更新するなど充実を図ります。

6 区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置

- ・ 区立小・中学校については、今後の児童・生徒数の動向、校舎の改築時期、学級編制基準の改定による学級数への影響および小中一貫教育の取組等を踏まえ、引き続き、適正配置について検討していきます。
- ・ 区立幼稚園については、平成26年3月末を目途に、光が丘地区の区立幼稚園2園の廃止を予定しています。今後、継続する区立幼稚園については、「特別支援教育における先導的役割」、「幼小連携に係る指導的役割」や「幼保連携におけるモデル的役割」などを果たしていきます。

7 学校運営への支援

- ・ 学校運営を支援するために、専門家による相談などの支援体制を検討していきます。
- ・ 学校が本来の役割である教育活動に専念できるよう、事務内容、校務分掌および学校に対する各種調査等の見直しを進めます。

※⁶⁰ 教材教具整備標準：区立学校で必要とする教材教具の水準を維持、充実するために定めた整備基準

第5節 子供の読書活動の推進

【現状と課題】

- ・ 子供たちが自ら進んで読書に親しめる環境の整備を図るという理念の下、平成21年に「練馬区子ども読書活動推進計画（第二次）」を策定し、施策を推進しています。
- ・ 乳幼児期から本に親しみ、豊かな心を育むとともに、家庭での読書意識を啓発するために、おはなし会やブックスタートなど、年齢層に応じた事業展開と内容の充実が必要です。また、保育施設等における子供の読書活動を推進するため、施設職員に対する図書情報の提供や読み聞かせ技能の向上が求められています。
- ・ 小・中学校においては、学校が主体となって学校図書館利用の活性化および児童・生徒の読書活動の推進を図ることが求められます。また、区立図書館の豊富な資料の団体貸出やレファレンス（資料案内・情報提供）サービスを利用して効果的な学習を進めていくことが必要です。
- ・ 学校図書館業務委託や学校支援モデル事業の実施により、学校図書館の活用が図られ、読書活動が充実した成果を踏まえ、全区立小・中学校への事業の拡充が求められています。
- ・ 学校間での蔵書の相互利用や、児童・生徒が利用しやすい環境とするため、学校図書館所蔵資料の情報化や、調べ学習などに対応した教室の環境整備が求められています。

【施策の方向性】

- 家庭や幼稚園、保育所等における読書活動推進の取組を支援します。
- 学校においては、学校が主体となって学校図書館を計画的に利活用するとともに、児童・生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動の充実を図ります。
- 学校図書館を活用できるよう教員の指導力の向上に努めます。また、保護者ボランティア等についても学校図書館に関する専門的な知識等を身に付けられるようにします。
- 児童・生徒の状況に応じた学校図書館運営を展開できる校内体制の構築を進めます。
- 学校と区立図書館の連携をさらに深め、学習資料の充実や児童・生徒の読書環境の整備に努めます。

【主な取組】

1 読書活動の推進および学校図書館の利活用

- ・ 豊かな言語力を育成する観点から、各学校における朝読書をはじめとする読書活動や各幼稚園、保育所における読み聞かせなど多様な読書活動を推進します。また、目的に応じて図書資料から情報を得るなどの児童・生徒の主体的な学習活動を展開します。
- ・ 学校が主体となって学校図書館運営計画や読書活動全体計画などを作成し、学校図書館の2つの機能である「読書センター」「学習・情報センター」の充実を図り、児童・生徒の豊かな心の育成と確かな学力の向上を図ります。
- ・ 各校においては、学校図書館運営の活性化と児童・生徒の読書活動や学習活動の充実に向け、保護者ボランティア等の協力を得ながら校内体制の構築を図ります。
- ・ 教員が学校図書館の機能を十分に活用した学習活動や読書活動を展開できるよう研修会を実施します。また、保護者ボランティア等を対象とした講習会も実施します。

2 読書に親しむための施設や設備の充実

- ・ 小学校低学年までの乳幼児・児童を主な対象とし、低年齢から読書に親しむ機会を提供するため、南大泉図書館の分室として「こどもと本のひろば」の整備を進めます。
- ・ 幼稚園および保育所の図書室・図書コーナーならびに学校図書館の図書、施設・設備の充実を図ります。
- ・ 区立図書館では、各年齢層（乳幼児、小学生、中学生、高校生など）の子供たちにふさわしい図書の選定に努めるとともに、児童図書と青少年図書の蔵書について計画的に充実していきます。

3 学校と区立図書館との連携

- ・ 学校では、団体貸出や図書館職員による学校訪問など区立図書館の学校支援事業を活用して、区立図書館と連携した教育活動や授業を意図的・計画的に実施します。
- ・ 区立図書館では、団体貸出の充実や図書館情報の提供および学校図書館支援員の配置などによる学校支援モデル事業の拡充をはじめ、学校支援用資料の整備など学校支援を推進します。
- ・ 区立図書館では、子供の読書活動推進に関わる研修として、学校・施設教職員（教員、保育士、児童館職員）対象の読書活動関連講習会を充実していきます。

4 (仮称) 学校図書館活性化事業の計画・推進

- ・ 学校図書館の機能を十分に活用した読書活動や学習指導を各学校が展開できるよう(仮称)学校図書館活性化事業を計画し推進します。

第3部 計画の推進

第3部 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、練馬区教育委員会が中心となり、学校・家庭・地域との連携のもと、それぞれが適切に役割と責任を果たすことを求めつつ、本計画に定める施策・取組の着実な推進を図ります。

2 計画の周知

本計画の推進に関わる関係者が、共通理解を得ながら連携して取組を推進していくとともに、区報やホームページなど様々な媒体や機会を活用し、本計画で示した教育の理念や施策について、区民や関係者等へ周知していきます。

3 計画の管理

本計画の実効性を高めるためには、施策や取組の状況を定期的に検証し、必要に応じて施策や取組を見直していく仕組みづくりが必要です。練馬区教育委員会は、平成24年度から、本計画の進行・管理を所管する組織を設置し、毎年度、本計画の施策や取組の実施状況、課題等について検証し、その結果をその後の施策や取組に活かしながら、社会情勢の変化に応じた実効性のある計画の推進を目指します。

4 広報・広聴活動の充実

信頼される教育行政を推進していくためには、区民や教育に関する関係者への広報活動を積極的に行うとともに、区民や教育に関する関係者の様々な意見や要望を幅広く聞き、その声を教育施策に反映していく必要があります。

練馬区教育委員会は、今後も、児童・生徒、保護者との意見交換会をはじめ、区民や関係者の声を直に聞く機会を充実し、教育現場の実態や課題の把握に努めるとともに、学校現場の取組をはじめとした教育情報を積極的に発信していきます。



第4部 資料編

「練馬区教育振興基本計画懇談会」の発足にあたって

平成23年8月29日

練馬区教育委員会
教育長 河 口 浩

平成18年12月に改正された教育基本法では、各地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じ、教育の振興のための施策の基本的な計画を定めるように努めることとしています。

平成20年7月に、国の教育振興基本計画が策定され、我が国の教育をめぐる現状と課題を踏まえ、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿と今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策を明らかにしました。

一方、練馬区では、平成21年12月に、練馬区の目指す10年後の姿を「ともに築き 未来へつなぐ 人とみどりが輝く わがまち練馬」とした練馬区基本構想を策定し、区政経営の基本姿勢や分野別の基本政策を示すとともに、平成22年3月には、練馬区基本構想が掲げる「練馬区のめざす姿」を計画目標とし、その実現に向けた施策・事業を体系的に明らかにした練馬区長期計画を策定しました。

また、子供たちの現状を踏まえ、「生きる力」を育むという理念のもと、知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力などの育成を重視した新学習指導要領が、小学校では平成23年4月から、中学校では平成24年4月からスタートします。

そこで、練馬区教育委員会では、これらの機会をとらえ、練馬区における教育の現状を踏まえ、今後10年間を通じて目指すべき練馬区における教育の姿とともに、それを実現するための中長期的な施策や重点施策を体系的に明らかにする「練馬区教育振興基本計画」を策定することとしました。

本懇談会においては、計画策定にあたり、学識経験者、教育関係団体や公募区民の方々にご参加いただき、練馬区が目指す教育の姿やその実現に向けた取組など、下記の課題について、様々な視点からご議論を賜り、ご提言をお願いしたいと思います。

練馬区教育委員会は、教育目標として、人間尊重の精神を基調とし、学校・家庭・地域社会との緊密な連携のもとに、心身ともに健康で知性に富み、人間性豊かな子供の育成を図ることとしており、その目標を達成するために、練馬区の実情に応じた練馬区教育振興基本計画を策定していきたいと考えておりますので、皆様のご協力を心からお願い申し上げます。

記

- 1 今後10年を通じて目指すべき練馬区における教育の姿について
- 2 その姿を実現するための長期的施策・重点施策について

平成24年1月24日

練馬区教育委員会
教育長 河口 浩 様

練馬区教育振興基本計画懇談会
座長 廣嶋 憲一郎

練馬区教育振興基本計画について（答申）

平成23年8月29日に、貴職から練馬区教育振興基本計画策定にあたり、当懇談会に依頼のあった、「今後10年間を通じて目指すべき練馬区における教育の姿」および「その姿を実現するための長期的施策・重点施策」について、下記のとおり、当懇談会としての考え方をまとめましたので、今後の計画策定の一助にさせていただくことを希望いたします。

1 はじめに

当懇談会では、練馬区教育委員会が国の教育振興基本計画を参考にしながら、練馬区教育振興基本計画を策定するにあたり、まず、練馬区における教育の現状を踏まえるとともに、区民意識意向調査結果や保護者へのアンケート結果などを参考にしながら、練馬区における教育の課題とそれを解決するための方策について、限られた時間のなかで、各委員から活発なご意見をいただきました。

教育に係る分野は、多岐にわたるなかで、各懇談会委員においては、保護者代表、学校関係者、地域関係者や公募区民としての、それぞれの立場で、特に思いの強い点に焦点をしばり意見交換を進めてまいりました。

そういった意味では、当懇談会の答申は、教育に係る分野を網羅的に検証したものではありませんが、地域における教育の課題について、各委員からの強い思いが凝縮され、今後、策定する計画に対する熱い期待が込められたものと考えております。

2 検討の経緯

(1) 基本的な視点について

練馬区における教育の現状について、意見交換をするなかで、大きな課題として、いわゆる知・徳・体における教育の質の向上を進める必要性、二極化しつつある家庭の教育力への対応、不登校対策や防災教育などその他の今日的な課題が挙げられたことから、長期的施策・重点施策を検討するにあたり、国の計画など

を参考にしながら、大きな柱立てをつぎの3つの視点に整理しました。

基本的な視点1 教育の質の向上

基本的な視点2 家庭や地域と連携した教育の実現

基本的な視点3 教育環境の充実

(2) 基本的な視点における課題の整理

3つの基本的な視点において、各委員から意見シートを提出してもらい、それをもとに課題の整理を行いました。

ア 基本的な視点1 教育の質の向上

①子供たちの学力のさらなる向上を図るため、一人一人のニーズに応じ、個性や能力を伸ばす教育を義務教育9年間を通して行う必要があります。

②子供たちの学習意欲を高め、学習習慣を定着させるため、基礎学力のさらなる充実を図る必要があります。

③子供たちが命を大切にし、思いやりの心を持つとともに、社会生活の基本的きまりや規範意識を身に付けられるよう、互いの人格を尊重する人権教育や道徳教育を推進する必要があります。

④子供たちが、変化の激しい社会の中で、将来、社会人・職業人として自立していくことができるようにするため、地域の人材や民間の力を活用した職場体験活動などのキャリア教育やボランティア活動を推進し、望ましい職業観・勤労観や社会貢献の精神を育む必要があります。

⑤体力低下が問題となっていることから、幼児期からの体力向上の取組など幅広く検討する必要があります。

⑥教員の指導力の向上を図るため、さらなる教育研修・研究の内容の充実を図るとともに、教員が研修を受けやすくするための環境の整備を図る必要があります。

⑦教員の負担を軽減し、指導力を磨くための時間的なゆとりを生み出すため、校務改善の検討を行う必要があります。

⑧若手教員に、様々な経験を積んで、子供たちにとって魅力ある先生になってもらうため、若手教員への研修等を充実し、指導力を育成していく必要があります。

イ 基本的な視点2 家庭や地域と連携した教育の実現

①家庭の教育力の向上を図るため、子育てに関する親の学びや話し合いの場の機会を設けるなどの取組を関係機関が連携して行う必要があります。

②学校だけでは対応が困難な家庭を支援するため、人的支援体制を検討するとともに、関係機関との連携強化を図る必要があります。

③就学前教育から小学校教育への円滑な接続が求められていることなどから、就学前の教育環境に応じた支援に取り組む必要があります。

④地域の人材を学校教育に積極的に活用するため、学校と地域の人材を結びつけるなどの役割を担う地域コーディネーターの配置などの学校、家庭、

地域のつながりを深めるための仕組みを検討する必要があります。

- ⑤ 学校評価や学校応援団など、学校、家庭、地域が連携した現行の取組について、家庭、地域の参画がより進むよう普及・啓発していく必要があります。
- ⑥ 地域行事・学校行事に相互参加することなどにより、学校と地域が地道な信頼関係を築くとともに、学校も地域の活性化に寄与する必要があります。
- ⑦ 学校施設の地域開放や学校情報の発信を積極的に行うことにより、地域に開かれた学校づくりを一層推進する必要があります。

ウ 基本的な視点3 教育環境の充実

- ① いじめや不登校など様々な不安や悩みを抱える子供や保護者に対する教育相談体制の充実を図る必要があります。
- ② 東日本大震災の教訓を踏まえ、安全・安心な教育環境を実現するため、地域との連携をより推進していくとともに、防災拠点としての学校の機能強化や防災教育の充実を図る必要があります。
- ③ 特別に支援を要する子供が年々増加していることから、一人一人の障害の状況や特性に応じた教育を行う必要があります。
- ④ 授業におけるICT活用を含む情報教育の充実や教員の負担軽減を図る校務の情報化など「教育の情報化」を推進するとともに、子供たちに情報活用に関するルールやマナーなどを身に付けさせる必要があります。
- ⑤ 子供の読書活動の推進を図るため、支援員やボランティアを活用して学校図書館の活性化を図るとともに、低年齢から読書に親しむ場と機会を提供する必要があります。
- ⑥ 学校施設は、環境問題への理解や地域コミュニティの場としての役割も期待されているため、環境教育への活用や地域のみどりの拠点に向け、環境に考慮した学校施設を整備する必要があります。

(3) 今後10年間を通じて目指すべき練馬区の教育の姿

3つの基本的な視点について、課題を整理したうえで、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿について検討したなかでは、つぎの項目が目指すべき教育の姿として挙げられました。

- ① 子供の発達段階に応じた教育
- ② 「心身ともに健康で知性と感性に富み、人間性豊かな子供」の育成に向けた教育
- ③ 子供たちの個性と創造力を伸ばす教育
- ④ 地域特性を活かした教育
- ⑤ 学校、家庭、地域が協働して行う教育
- ⑥ 学校ごとの特色のある教育

3 検討結果 ～答申にかえて～

懇談会における検討の経過を踏まえ、答申の依頼があった点については、つぎのとおりまとめ、答申にかえて報告します。

(1) 基本的な視点について

国の教育振興基本計画や東京都教育ビジョン（第二次）においては、施策展開の視点を3、4項目掲げ、長期的視点としています。

練馬区における教育振興基本計画を策定するにあっても、同様に長期的視点を掲げる必要があり、懇談会での検討の結果、練馬区の現状を踏まえ3つの視点が挙げられました。

地域の実情を踏まえた計画とするためには、懇談会において、練馬区における大きな課題として整理された視点を踏まえた長期的なビジョンを掲げていただくことを期待します。

(2) 基本的な視点における取組の方向および重点施策について

ア 基本的な視点1 教育の質の向上

変化の激しい社会のなかで、子供たちが、将来、人との関わりを大切に、切磋琢磨するなかで自立して社会を生きていけるようにするため、子供たちの学習意欲を高め、基礎的・基本的な知識および技能と、思考力・判断力・表現力等の資質・能力の育成に努める必要があります。そのために、「知」「徳」「体」の調和の取れた教育を推進するとともに、様々な体験活動の充実を図る必要があります。

また、次代を担う子供たちを育成していくうえで、教員の役割は非常に大きいため、絶えず教員としての自覚を促し、その資質・能力の向上を図る必要があります。一方で、教員の多忙な状況が問題となっていることから、教員の負担を軽減し、指導力を磨くための時間的なゆとりを生み出すことも必要であります。

これからの教育が学校だけで対応することが難しいことを考えると、保育園、幼稚園、小学校および中学校が連携しつつそれぞれの役割をしっかりと果たしながら義務教育と就学前教育の接続を円滑にし、家庭や地域の関係機関との絆を深め、三者が一体となって教育の質の向上を図ることに重点を置く必要があります。その際、学校（園）が教育（保育）活動の状況や成果、課題といった情報をしっかりと発信することも大事であると考えます。さらに、豊かなみどりを活用した教育活動など練馬らしさを活かした教育活動の推進に取り組むことも期待します。

イ 基本的な視点2 家庭や地域と連携した教育の実現

子供たちの健やかな成長は、学校教育だけでなく、家庭教育や地域での様々な人との交流により育まれていくため、家庭、地域と連携した教育を行い、地域全体で学校の教育活動を支えていく必要があります。

また、教育の原点である家庭の教育力の向上を図るため、子育て支援に関す

る学びや話し合いの場の機会を充実させるとともに、様々な課題を抱える家庭を支援するために、関係機関との連携強化など支援・相談体制の充実を図る必要があります。

さらに、地域の人材を積極的に活用するとともに、学校、家庭、地域をつなぐ仕組みを構築することや学校施設の地域活用を積極的に行うことにより、地域に開かれた学校づくり・特色ある学校づくりを推進する必要があります。

そのためには、学校と家庭・地域がしっかりと情報を共有した上で、

①地域や学校、関係機関が連携し、一体となって、妊娠期を含め、生まれてから自立するまでの子供の成長を支えるための支援の充実

②学校では対応に限界のある様々な困難な課題を抱える家庭への支援の強化

③地域に貢献する意欲を持つあらゆる世代の地域住民や町会・自治会などの地域活動団体を活用していく仕組みの構築

などに重点的に取り組むことを期待します。

ウ 基本的な視点3 教育環境の充実

いじめや不登校の問題や特別に支援を要する子供の増加、東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策など、重要かつ今日的な教育課題への対応の充実を図るとともに、子供たちが安全に安心して学ぶことができる施設整備や時代に即した教育の情報化、学校図書館の活性化など教育環境の充実を図る必要があります。

そのためには、

①不安や悩みを抱える子供や保護者に対する相談体制の強化

②一人一人の障害の状況や特性に応じた教育の推進

③地域と連携した学校の防災拠点機能の強化や防災教育の推進

④情報教育、学習指導におけるICT活用および校務の情報化の推進

⑤区立図書館と連携した子供の読書活動の推進

について重点的に取り組まれることを期待します。

(3) 今後10年間を通じて目指すべき練馬区における教育の姿

この計画における目標については、懇談会でいただいた意見を集約するなかで、みどり豊かで暮らしやすい練馬区、地域に愛着を持つ練馬区民の存在、地域における人材や団体が豊富なことなどを踏まえ、地域全体で練馬区の教育を振興する土壌があることから、「地域の絆で育む」観点をぜひ取り入れてもらうことを願っています。

懇談会として、今後10年間を通じて目指すべき練馬区における教育の姿として、具体的な姿は描ききれませんでした。練馬区の次代を担う子供たちが夢や希望を持ち、健やかに成長していけるような教育に取り組んでいただくとともに、懇談会の意見を踏まえ、計画の目標を掲げていただくことを期待しています。

4 むすびにあたって

練馬区教育振興基本計画を策定するにあたり、練馬区教育委員会から、懇談会の座長の依頼があり、副座長の小林先生とともに懇談会の運営をしてまいりました。

限られたスケジュールのなかで、大きな課題をいただき、不安を抱えながらの懇談会ではありましたが、各委員とも第1回から、熱心に議論していただき、委員全員の練馬区における教育振興に対する思いを総合して、なんとか答申としてまとめることができました。各委員のご協力に心から感謝申し上げる次第であります。

他自治体でも教育振興基本計画を策定しておりますが、計画は策定するだけでなく、その後の取組が肝要であると考えております。

懇談会における、学校関係者、保護者代表、地域関係者や公募区民の皆様からのご意見とともに、現状における行政からの説明や考え方をお聞きするなかで、地域全体で練馬区の教育を振興する意気込みが感じられました。

今後、懇談会からの答申を踏まえ、練馬区にふさわしい計画が策定され、それに基づき、施策が展開されていくなかで、地域の絆を集約し、他自治体に誇れる練馬区の教育の姿を実現していただくことをおおいに期待し、むすびとさせていただきます。

平成23年7月14日

23練教学庶第1128号

(設置)

第1条 練馬区教育振興基本計画の策定に向け、区民、識者等の意見等を反映させるため、練馬区教育振興基本計画懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、練馬区教育振興基本計画の内容について検討し、その結果を練馬区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

(組織)

第3条 懇談会は、つぎの各号に掲げる者につき、教育長が委嘱する委員16名以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 児童生徒の保護者 2名以内
- (3) 学校長・園長 3名以内
- (4) 関係機関の者 2名以内
- (5) 地域関係者 2名以内
- (6) 公募区民 5名以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成24年3月31日までとする。

(座長および副座長)

第5条 懇談会に座長および副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選任する。
- 3 座長は、懇談会を代表し、会議を主宰する。
- 4 副座長は、委員のうちから、座長が指名する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときまたは座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 懇談会の会議は、原則として公開とする。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部庶務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年7月15日から施行する。

4

練馬区教育振興基本計画懇談会委員名簿

各区分ごと五十音順（敬称略）

区 分	氏 名	所 属
学識経験者	○ 小林 福太郎 こばやし ふくたろう	目白大学人間学部児童教育学科教授
	◎ 廣嶋 憲一郎 ひろしま けんいちろう	聖徳大学児童学部児童学科教授
児童生徒の保護者	風間 みどり かざま	練馬区小学校PTA連合協議会庶務
	渡邊 裕 わたなべ ゆたか	練馬区立中学校PTA連合協議会会長
学校関係者	石橋 和子 いしばし かずこ	練馬区立光が丘わかば幼稚園園長
	木下川 肇 きねがわ はじめ	練馬区立小中一貫教育校 大泉桜学園校長
	眞瀬 敦子 ま せ あつこ	練馬区立谷原小学校校長
子供関係機関の 関係者	高井 千恵子 たかい ちえこ	練馬区立光が丘第五保育園園長
	田中 泰行 たなか やすゆき	練馬区私立幼稚園協会会長（向南幼稚園園長）
地域関係者	玉井 弘子 たまい ひろこ	練馬区立大泉学園緑小学校 学校応援団副団長
	宮崎 三七栄 みやざき みなえ	練馬区民生児童委員協議会主任児童委員
公募区民	伊藤 宗方 いとう むねまさ	練馬区中村北在住
	斉藤 久子 さいとう ひさこ	練馬区旭丘在住
	佐藤 勝彦 さとう かつひこ	練馬区三原台在住
	長井 詳典 ながい よしのり	練馬区旭町在住
	眞島 久美子 ましま くみこ	練馬区高松在住

※ ◎印は座長、○印は副座長

5

練馬区教育振興基本計画策定経過

月 日	実施事項
平成23年 8 月29日	第 1 回練馬区教育振興基本計画懇談会
平成23年 9 月28日 ～10月11日	練馬区教育振興基本計画に係るアンケート調査
平成23年10月 6 日	第 2 回練馬区教育振興基本計画懇談会
平成23年11月 2 日	第 3 回練馬区教育振興基本計画懇談会
平成23年11月17日	練馬区教育振興基本計画に係る教員ヒアリング調査
平成23年11月25日	第 4 回練馬区教育振興基本計画懇談会
平成23年12月22日	第 5 回練馬区教育振興基本計画懇談会
平成23年12月27日	第 1 回練馬区教育振興基本計画策定委員会
平成24年 1 月17日	第 2 回練馬区教育振興基本計画策定委員会
平成24年 1 月24日	第 6 回練馬区教育振興基本計画懇談会
平成24年 1 月27日	第 3 回練馬区教育振興基本計画策定委員会
平成24年 2 月10日	第 4 回練馬区教育振興基本計画策定委員会
平成24年 2 月24日	第 5 回練馬区教育振興基本計画策定委員会
平成24年 3 月22日 ～ 4 月10日	区民意見反映制度（パブリックコメント）
平成24年 4 月18日	第 6 回練馬区教育振興基本計画策定委員会

1 我が国の教育をめぐる現状と課題

- 子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、問題行動、家庭・地域の教育力の低下などの課題が発生
- 「少子高齢化」・「環境問題」・「グローバル化」など国内外の状況の急速な変化

教育の果たすべき使命を踏まえ、改正教育基本法において新たに明記された教育の目標や理念の実現に向け、改めて「教育立国」を宣言し、教育を重視し、その振興に向け社会全体で取り組むことが必要

2 今後10年間を通じて目指すべき教育の姿

- ① 義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる
 - ・公教育の質を高め、信頼を確立する
 - ・社会全体で子どもを育てる
- ② 社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる
 - ・高等学校や大学等における教育の質を保証する
 - ・「知」の創造等に貢献できる人材を育成する。こうした観点から、世界最高水準の教育研究拠点を重点的に形成するとともに、大学等の国際化を推進する

3 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

＜基本的考え方＞

教育に関する政策を横断的に捉え直し、その総合的な推進を図る。その際、各施策を通じてPDC Aサイクルを重視し、より効率的で効果的な教育の実現を目指す

＜施策の基本的方向＞

基本的方向1：社会全体で教育の向上に取り組む

基本的方向2：個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

基本的方向3：教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える

基本的方向4：子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

◇東京都が目指すこれからの教育

1 社会全体で子供の教育に取り組む

(1) 家庭・学校・地域・社会の連携の強化

家庭・学校・地域・社会がそれぞれ期待される役割を果たすとともに、共通の認識の下に連携・協力して子供の教育に当たることは、結果的に家庭や地域、そして社会全体の教育力を向上させることにつながっていく。こうしたことから、社会全体で子供の教育を支える仕組みを構築し、都内全域に波及させていくことを目指す。

(2) 外部人材の積極的な活用

学校だけで多くの困難な課題を解決するには限界がある。学校の教育活動は、団塊の世代をはじめとした地域の様々な人材や様々な専門性を有する外部人材の協力を得ることで、一層の効果を上げることが期待される。こうした人材を学校や地域の教育活動に積極的に活用していく仕組みを整えていくことが、東京都の教育の質を高めていく上で極めて重要である。

2 「生きる力」をはぐくむ教育を推進する

(1) 次代を切り拓く力の育成

グローバル化の時代には、様々な文化や価値観を持つ多様な主体との共存や激しい競争社会を力強く生き抜く力が求められる。他者との人間関係を築く力は、子供たちが新しい社会を切り拓いていく上で要不可欠な能力であり、相手の考えや気持ち、立場などを「想像」し、新たな関係や社会を「創造」していく力が求められる。

(2) 「確かな学力」の育成

授業を改善することや家庭教育との連携の強化を図ることを通じて、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図るとともに、それぞれの教科等で身に付けた知識や技能を活用する学習活動を重視し、児童・生徒の「確かな学力」の育成を目指した教育を推進していく。

3 施策展開の3つの視点

「東京都が目指すこれからの教育」を確実に実現していくため、以下の3つの視点から取組を進めていく。

視点1 家庭や地域の教育力向上を支援する

視点2 教育の質の向上・教育環境の整備を推進する

視点3 子供・若者の未来を応援する

8

各種統計による資料

1 平成20年度および平成21年度全国学力・学習状況調査結果（小学校）

(1) 主として「知識」に関する問題（A）

（上段：平成21年度／下段：平成20年度）

【国語A:主として知識】／平均正答率(%)		練馬区		東京都	全国
全体		◎	73.3	71.6	69.9
		◎	70.9	68.5	65.4
学習指導要領の領域	話すこと・聞くこと	◎	74.0	70.7	68.0
		◎	81.7	79.2	76.1
	書くこと	○	88.1	86.3	85.4
		◎	59.6	58.0	53.3
	読むこと	◎	73.7	71.2	68.7
		◎	51.8	49.4	44.5
	言語事項	◎	67.3	65.9	64.2
		◎	70.3	68.1	65.2

【算数A:主として知識】／平均正答率(%)		練馬区		東京都	全国
全体		○	81.5	79.7	78.7
		◎	75.9	74.2	72.2
学習指導要領の領域	数と計算	○	84.4	82.9	82.8
		◎	80.5	78.4	76.8
	量と測定	○	80.8	78.6	78.5
		○	58.9	58.0	56.2
	図形	◎	84.6	82.8	81.3
		◎	76.5	75.8	72.7
	数量関係	◎	70.7	67.7	64.2
		◎	76.9	74.8	72.4

※ 調査結果の記号は、各設問における練馬区の正答率について、全国の正答率を基に3段階で示したもの

◎	十分満足できる	全国の正答率に対して+3%以上の場合
○	おおむね満足できる	全国の正答率に対して-3%以上+3%未満の場合
△	努力を要する	全国の正答率に対して-3%未満の場合

(2) 主として「活用」に関する問題 (B)

(上段：平成21年度／下段：平成20年度)

【国語B:主として活用】／平均正答率(%)		練馬区	東京都	全国	
全体	◎	56.4	53.6	50.5	
	○	56.7	54.1	50.5	
学習指導要領の領域	話すこと・聞くこと	◎	65.7	63.2	61.3
		○	78.1	75.9	73.0
	書くこと	◎	21.5	18.8	14.5
		○	55.3	52.5	49.1
	読むこと	◎	64.3	60.8	56.5
		○	55.1	52.3	48.3
	言語事項	◎	65.4	62.0	59.7

【算数B:主として活用】／平均正答率(%)		練馬区	東京都	全国	
全体	◎	61.4	58.7	54.8	
	○	58.0	55.7	51.6	
学習指導要領の領域	数と計算	◎	62.1	59.5	55.8
		○	70.5	67.9	65.2
	量と測定	◎	68.5	65.5	59.9
		○	60.3	58.4	53.3
	図形	◎	63.3	60.2	56.4
		○	67.7	65.7	61.2
	数量関係	◎	62.0	59.5	56.8
		○	51.4	48.9	44.9

※ 調査結果の記号は、各設問における練馬区の正答率について、全国の正答率を基に3段階で示したもの

◎	十分満足できる	全国の正答率に対して+3%以上の場合
○	おおむね満足できる	全国の正答率に対して-3%以上+3%未満の場合
△	努力を要する	全国の正答率に対して-3%未満の場合

2 平成20年度および平成21年度全国学力・学習状況調査結果（中学校）

(1) 主として「知識」に関する問題（A）

（上段：平成21年度／下段：平成20年度）

【国語A:主として知識】／平均正答率(%)		練馬区		東京都	全国
全体		○	79.4	77.0	77.0
		○	75.6	73.5	73.6
学習指導要領の領域	話すこと・聞くこと	◎	89.9	88.2	86.8
		○	83.0	81.1	80.1
	書くこと	◎	67.6	64.5	64.6
		◎	60.4	57.4	55.2
	読むこと	○	77.4	75.3	75.7
		○	72.3	70.2	71.0
	言語事項	○	78.6	75.8	76.0
		○	76.9	74.8	75.2

【数学A:主として知識】／平均正答率(%)		練馬区		東京都	全国
全体		○	65.6	62.6	62.7
		○	65.2	62.6	63.1
学習指導要領の領域	数と式	○	70.2	67.3	67.3
		○	70.3	67.5	68.0
	図形	○	67.3	64.8	64.6
		○	65.0	62.5	62.7
	数量関係	◎	59.3	55.6	56.2
		○	60.4	57.6	58.6

※ 調査結果の記号は、各設問における練馬区の正答率について、全国の正答率を基に3段階で示したものの

◎	十分満足できる	全国の正答率に対して+3%以上の場合
○	おおむね満足できる	全国の正答率に対して-3%以上+3%未満の場合
△	努力を要する	全国の正答率に対して-3%未満の場合

(2) 主として「活用」に関する問題 (B)

(上段：平成21年度／下段：平成20年度)

【国語B:主として活用】／平均正答率(%)		練馬区	東京都	全国	
全体	○	76.9	73.8	74.5	
	◎	64.5	61.4	60.8	
学習指導要領の領域	話すこと・聞くこと				
	書くこと	○	73.5	71.0	72.5
		◎	50.3	46.9	46.7
	読むこと	○	76.9	73.8	74.5
		◎	64.5	61.4	60.8
	言語事項				
		◎	65.1	59.7	60.5

【数学B:主として活用】／平均正答率(%)		練馬区	東京都	全国	
全体	◎	60.1	56.8	56.9	
	◎	52.2	48.9	49.2	
学習指導要領の領域	数と式	○	63.3	60.4	61.4
		○	56.6	52.6	54.2
	図形	◎	61.7	58.2	p.85-88)57.5
		◎	62.9	59.1	57.6
	数量関係	○	56.9	53.6	54.1
		○	47.1	44.3	44.7

※ 調査結果の記号は、各設問における練馬区の正答率について、全国の正答率を基に3段階で示したもの

◎	十分満足できる	全国の正答率に対して+3%以上の場合
○	おおむね満足できる	全国の正答率に対して-3%以上+3%未満の場合
△	努力を要する	全国の正答率に対して-3%未満の場合

3 平成23年度 東京都統一体力テスト調査結果

(1) 男子

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
①握力(kg) 【筋力】	9.2	▽ 10.9	▽ 12.8	▽ 14.7	17.0	▽ 19.8	▽ 22.7	▽ 28.5	▽ 33.9
②上体起こし (回) 【筋持久力】	10.6	○ 13.3	▽ 15.1	○ 17.9	○ 19.7	○ 22.1	○ 23.7	○ 27.7	○ 30.0
③長座体前屈 (cm) 【柔軟性】	▽ 25.7	▽ 26.9	▽ 28.2	▽ 30.3	▽ 32.8	▽ 35.3	○ 37.1	▽ 40.6	○ 45.2
④反復横とび (点) 【敏捷性】	▽ 25.4	▽ 28.8	▽ 31.5	○ 36.8	○ 40.8	○ 44.3	○ 47.0	○ 50.5	○ 53.5
⑤20mシャトル ラン(回) 【全身持久力】	○ 16.5	24.3	▽ 32.1	○ 42.2	○ 51.3	○ 58.6	○ 65.6	○ 81.5	○ 87.8
⑥50m走 (秒) 【スピード】	○ 11.6	10.6	10.0	9.6	▽ 9.2	8.9	8.6	▽ 8.0	▽ 7.6
⑦立ち幅とび (cm) 【瞬発力】	▽109.2	▽122.0	▽131.8	▽141.4	▽149.6	▽160.0	174.4	○191.8	○206.3
⑧ボール投げ (m) 【投能力】	8.0	11.6	▽ 15.4	▽ 19.4	○ 23.5	▽ 27.3	▽ 17.7	▽ 20.2	▽ 22.5

※ ▽は東京都比で下回った調査項目。○は東京都比で上回った調査項目。無印は同値

(2) 女子

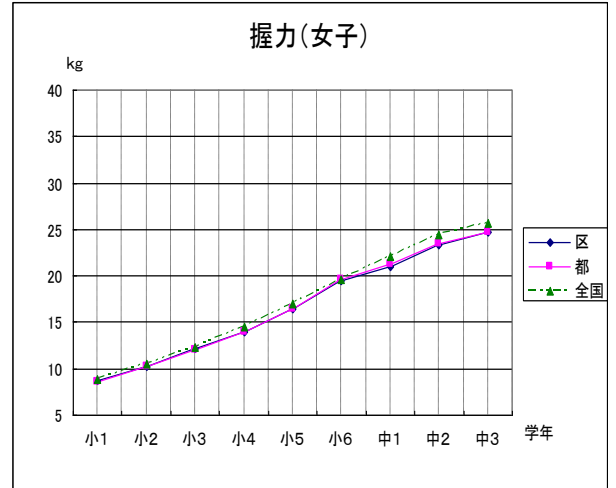
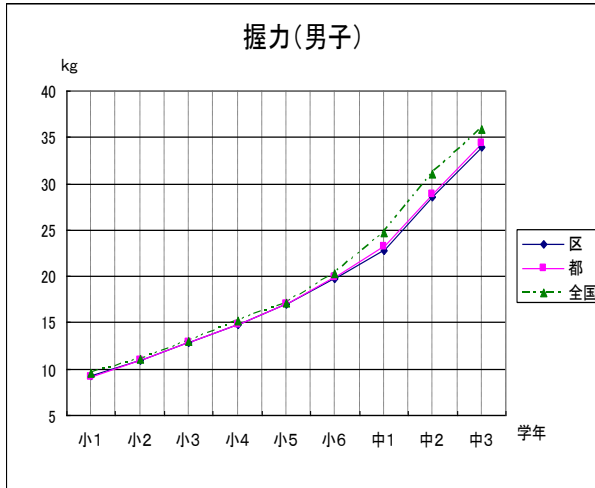
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
①握力(kg) 【筋力】	○ 8.7	○ 10.3	○ 12.2	○ 14.0	16.4	▽ 19.5	▽ 21.0	▽ 23.3	○ 24.8
②上体起こし (回) 【筋持久力】	○ 10.3	○ 12.8	14.3	○ 16.7	○ 18.4	○ 20.3	○ 20.6	○ 23.5	○ 24.4
③長座体前屈 (cm) 【柔軟性】	▽ 28.1	▽ 30.0	▽ 32.1	34.4	○ 37.6	○ 40.7	○ 41.7	○ 43.3	○ 45.1
④反復横とび (点) 【敏捷性】	▽ 24.3	▽ 27.4	▽ 30.2	○ 34.6	○ 38.4	○ 41.7	○ 43.0	○ 44.6	○ 45.9
⑤20mシャトル ラン(回) 【全身持久力】	○ 13.3	○ 18.6	▽ 23.2	○ 30.4	○ 37.4	○ 43.6	○ 45.5	○ 54.5	○ 55.7
⑥50m走 (秒) 【スピード】	11.9	10.9	▽ 10.3	9.9	9.5	9.2	9.2	8.9	▽ 8.8
⑦立ち幅とび (cm) 【瞬発力】	▽101.2	▽112.6	▽123.0	▽133.4	▽141.6	▽150.6	○158.7	○165.4	○167.7
⑧ボール投げ (m) 【投能力】	5.4	○ 7.2	○ 9.4	○ 11.4	○ 13.5	○ 16.1	○ 11.5	○ 12.8	○ 13.7

※ ▽は東京都比で下回った調査項目。○は東京都比で上回った調査項目。無印は同値

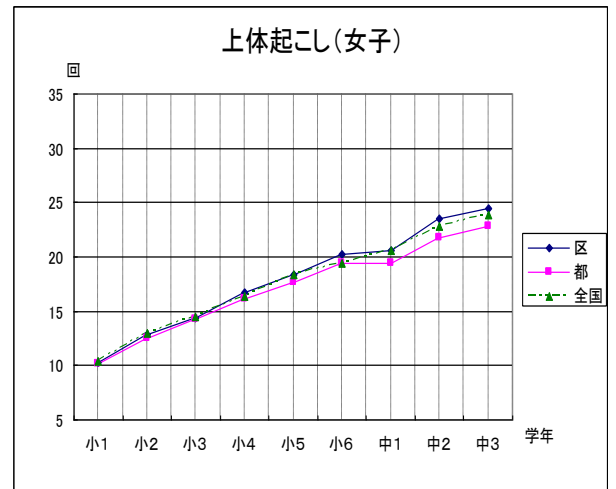
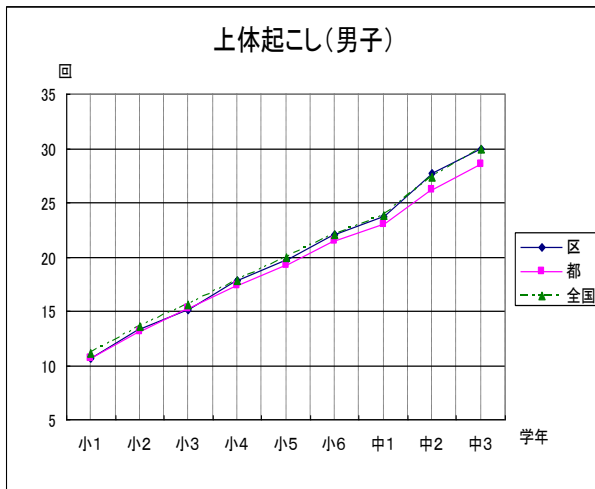
4 区、東京都、全国の体力調査結果の比較

平成22年度における抽出児童・生徒を調査対象とした全国の平均と、平成23年度における児童・生徒を調査対象とした区および都の平均を比較したものを以下のグラフで示します。

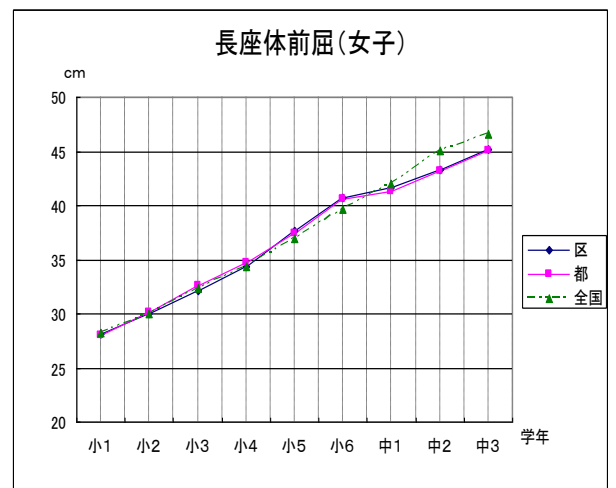
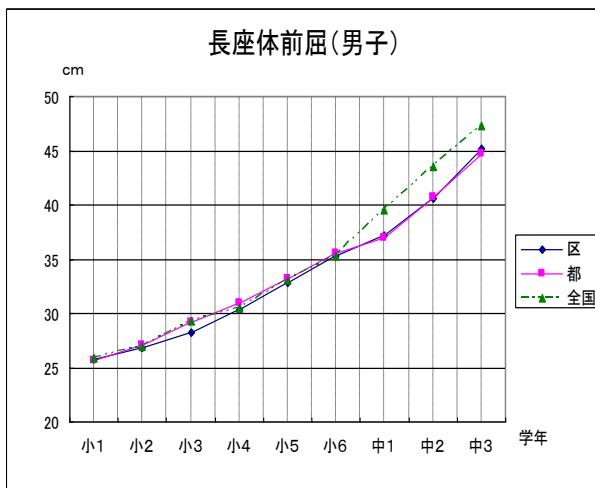
【握力（筋力）】



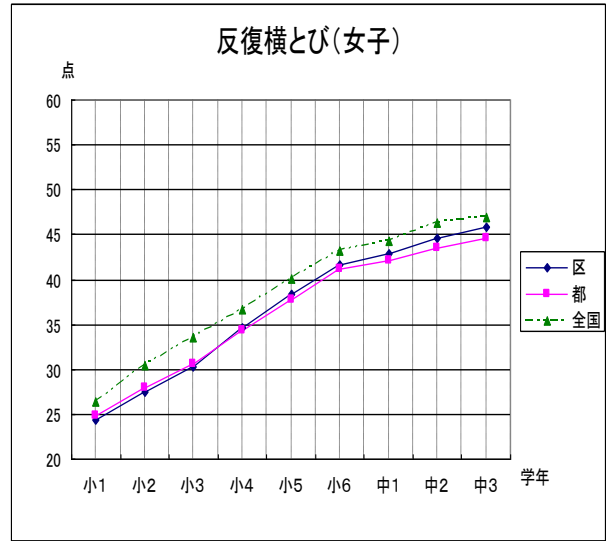
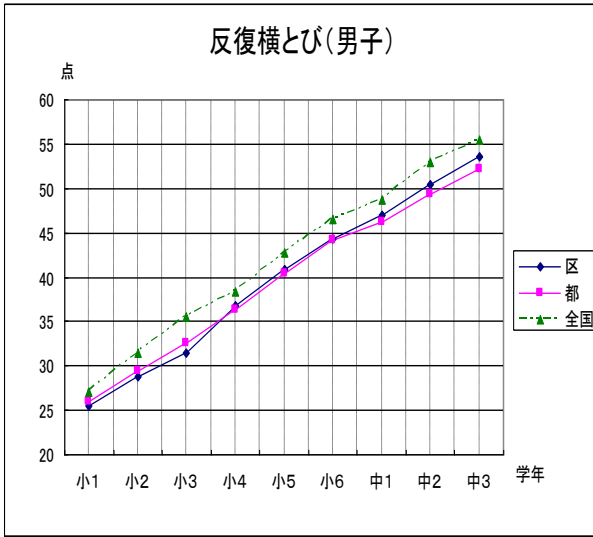
【上体起こし（筋持久力）】



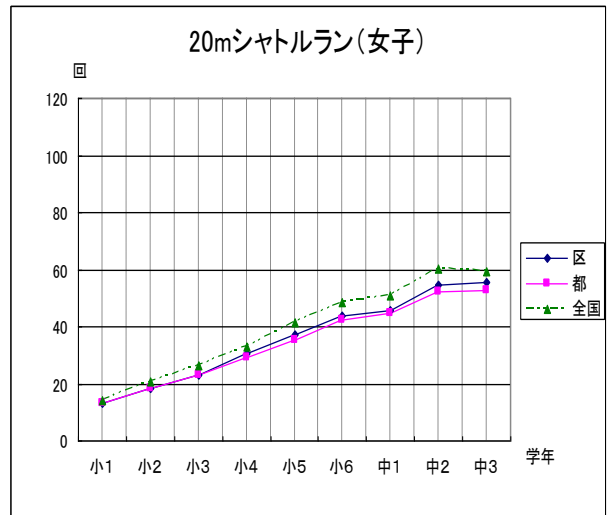
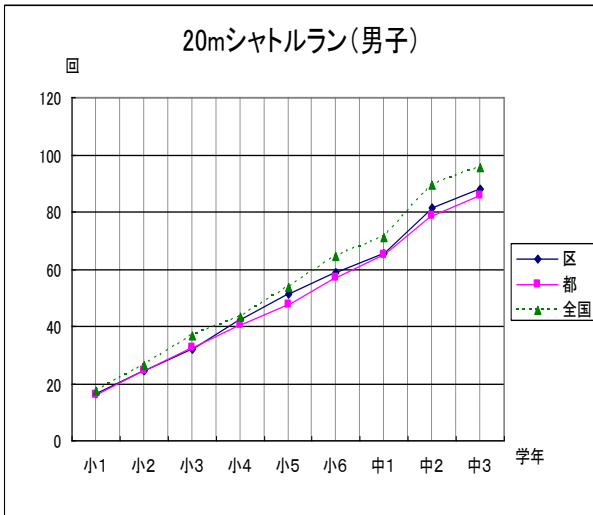
【長座体前屈（柔軟性）】



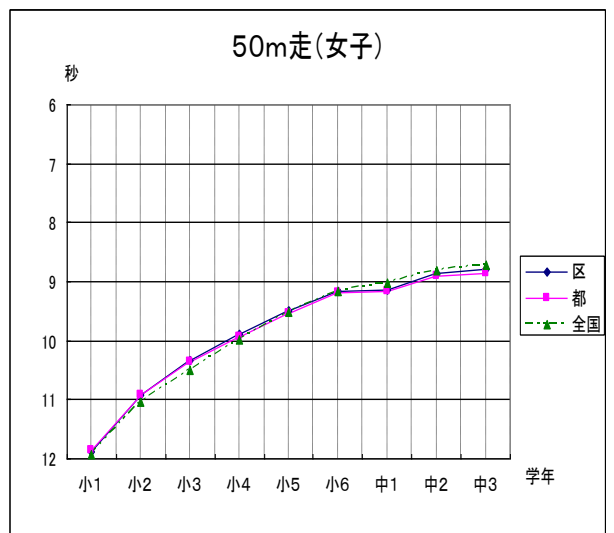
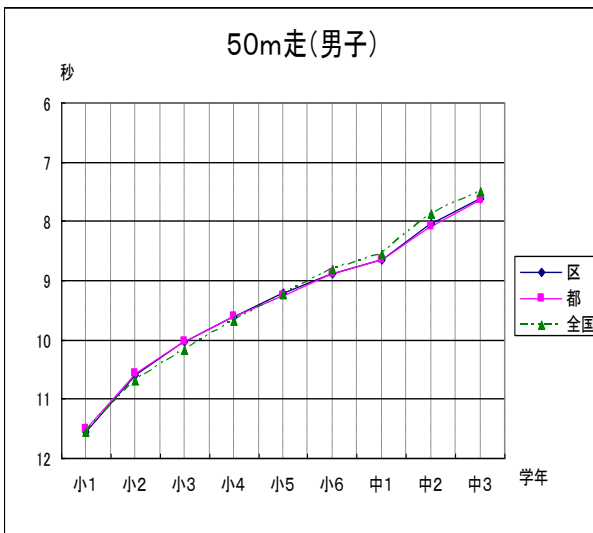
【反復横とび（敏捷性）】



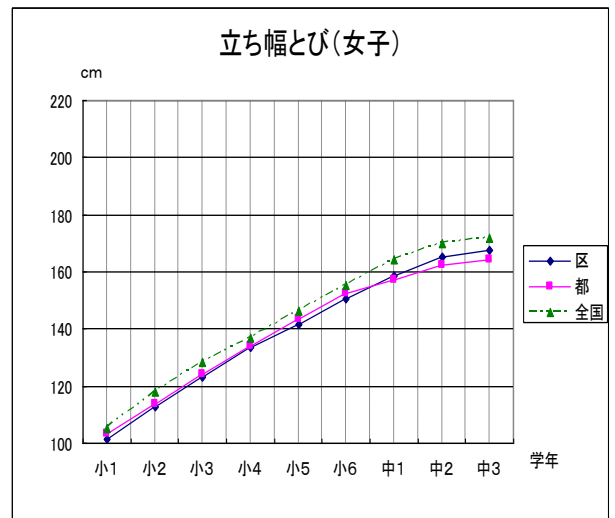
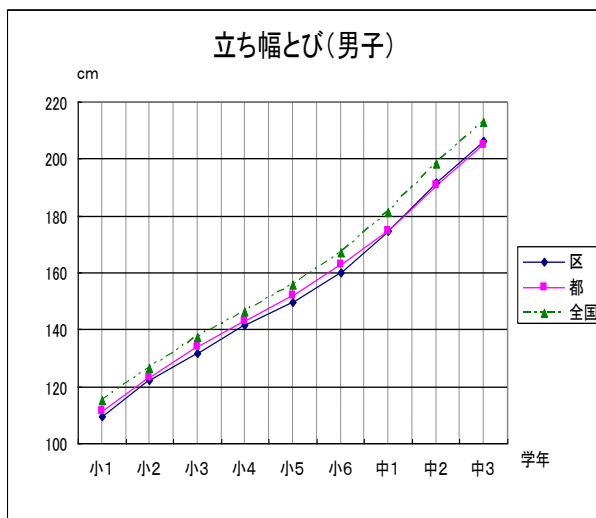
【20mシャトルラン（全身持久力）】



【50m走（スピード）】



【立ち幅とび (瞬発力)】



◆ 1 「練馬区教育振興基本計画に係るアンケート調査」の結果より

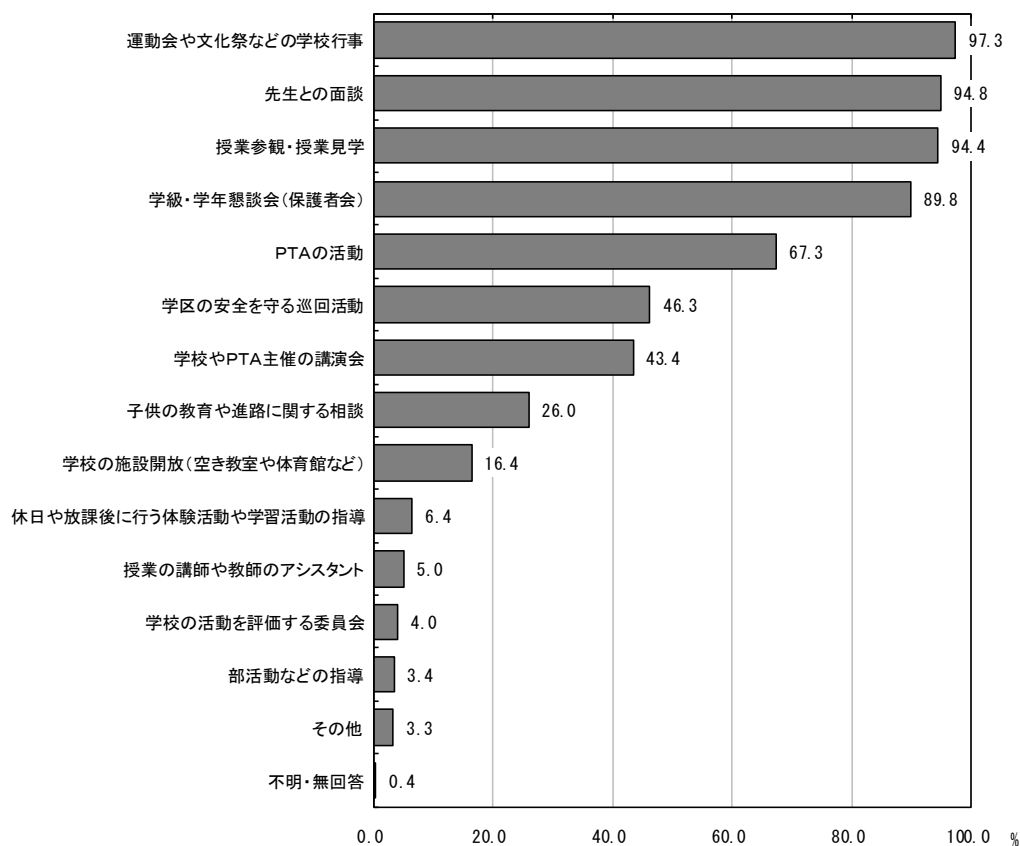
区では本計画を策定するにあたり、平成23年9月から10月にかけて、今後の教育のあり方や課題整理の基礎資料とするために、区立小学校5年生および中学校2年生の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。以下に、その主な調査結果を示します。

種類	保護者		計
	小学校	中学校	
配布	1,705件	1,263件	2,968件
回収	1,241件	945件	2,186件
回収率	72.8%	74.8%	73.7%

1 出席・参加したことがある行事や活動

「出席・参加したことがある行事や活動」については、「運動会や文化祭などの学校行事」が最も多く、次いで「先生との面談」、「授業参観・授業見学」の順となっています。

出席・参加したことがある行事や活動 複数回答 n=2,186

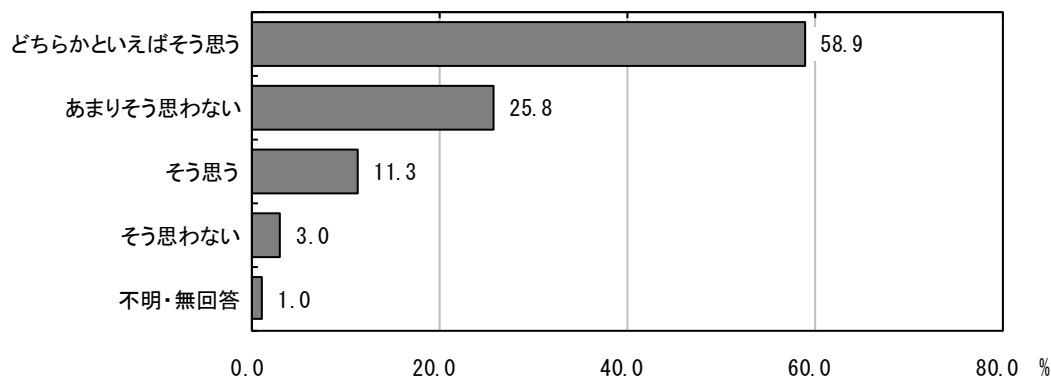


2 学校活動への参加や協力

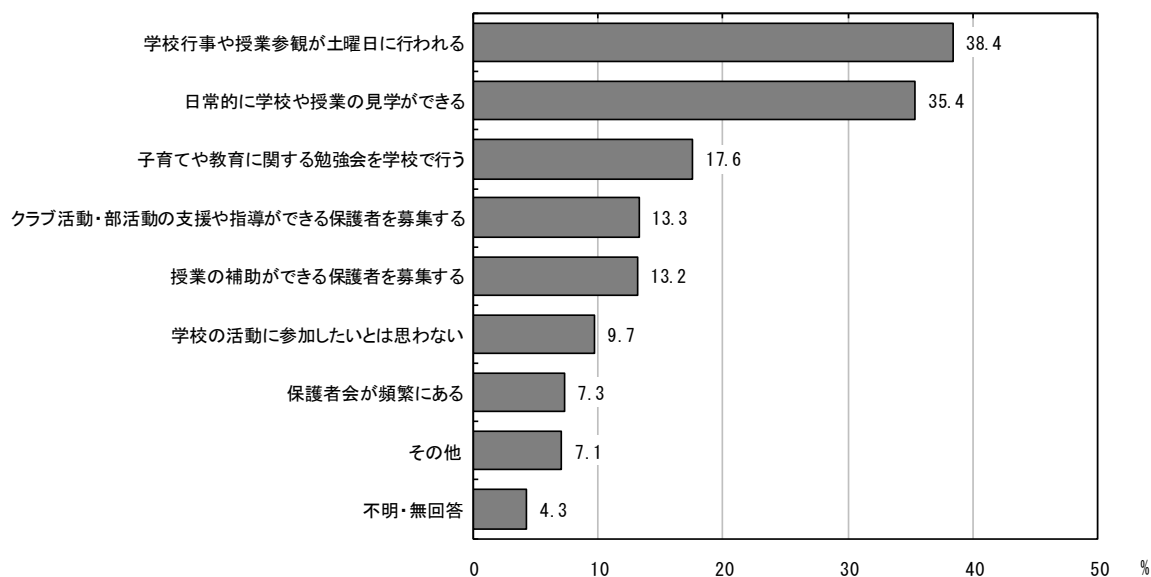
「もっと学校の活動に参加したり、先生に協力したりしたいと思うか」については、「どちらかといえばそう思う」(58.9%)が最も多く、次いで「あまりそう思わない」(25.8%)、「そう思う」(11.3%)となっています。

また、「どのような方法であれば、一層学校の活動に参加できるか」については、「学校行事や授業参観が土曜日に行われる」(38.4%)が最も多く、次いで「日常的に学校や授業の見学ができる」(35.4%)、「子育てや教育に関する勉強会を学校で行う」(17.6%)となっています。

もっと学校の活動に参加や先生に協力したいか 単数回答 n=2,186



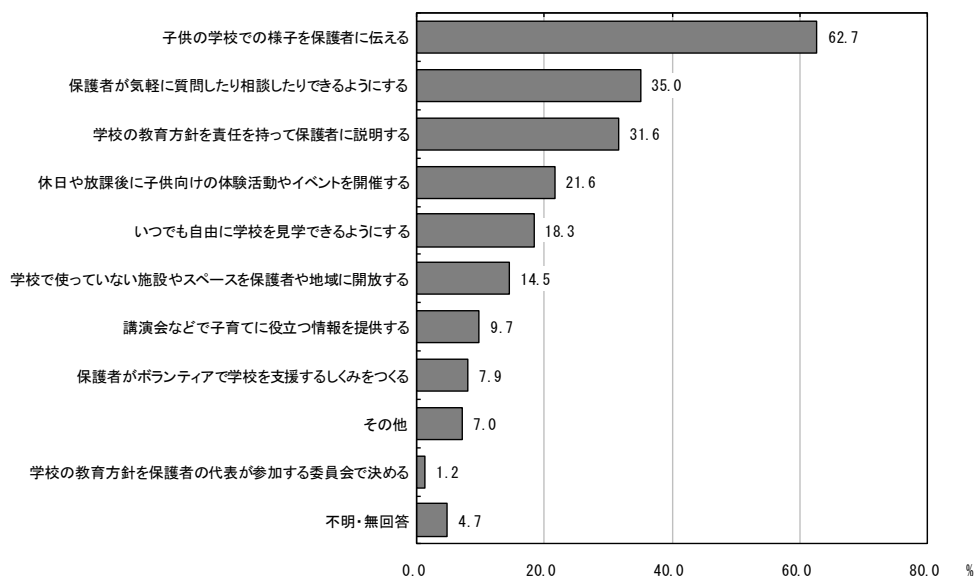
どのような方法であれば、一層学校の活動に参加できるか 複数回答 n=2,186



3 学校や学校施設に対して望むこと

「学校や学校施設に望むこと」については、「子供の学校での様子を保護者に伝える」(62.7%) が最も多く、次いで「保護者が気軽に質問したり相談したりできるようにする」(35.0%)、「学校の教育方針を責任を持って保護者に説明する」(31.6%) となっています。

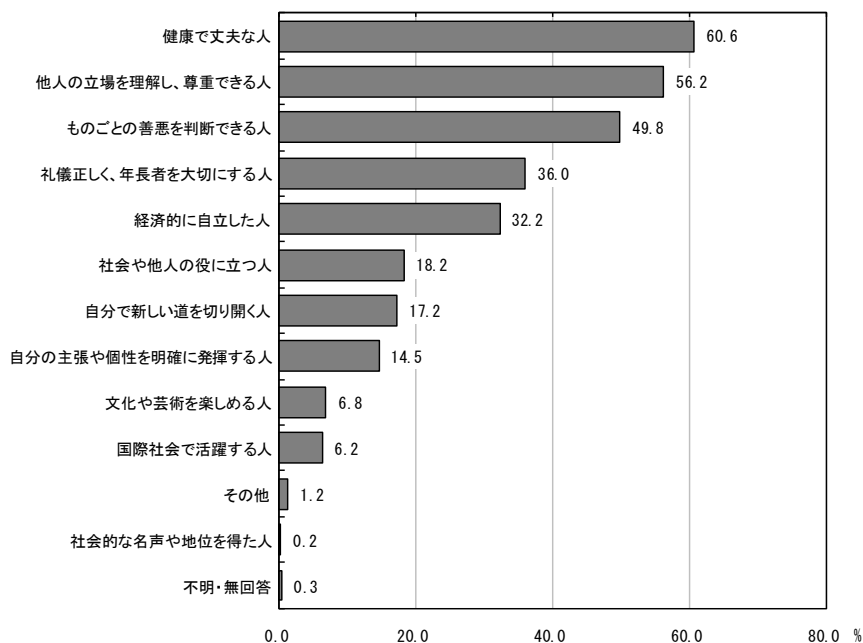
学校や学校施設に望むこと 複数回答 n=2,186



4 子供に将来どのような人になってもらいたいのか

「お子さんに将来どのような人になってもらいたいのか」については、「健康で丈夫な人」(60.6%) が最も多く、次いで「他人の立場を理解し、尊重できる人」(56.2%)、「ものごとの善悪を判断できる人」(49.8%) となっています。

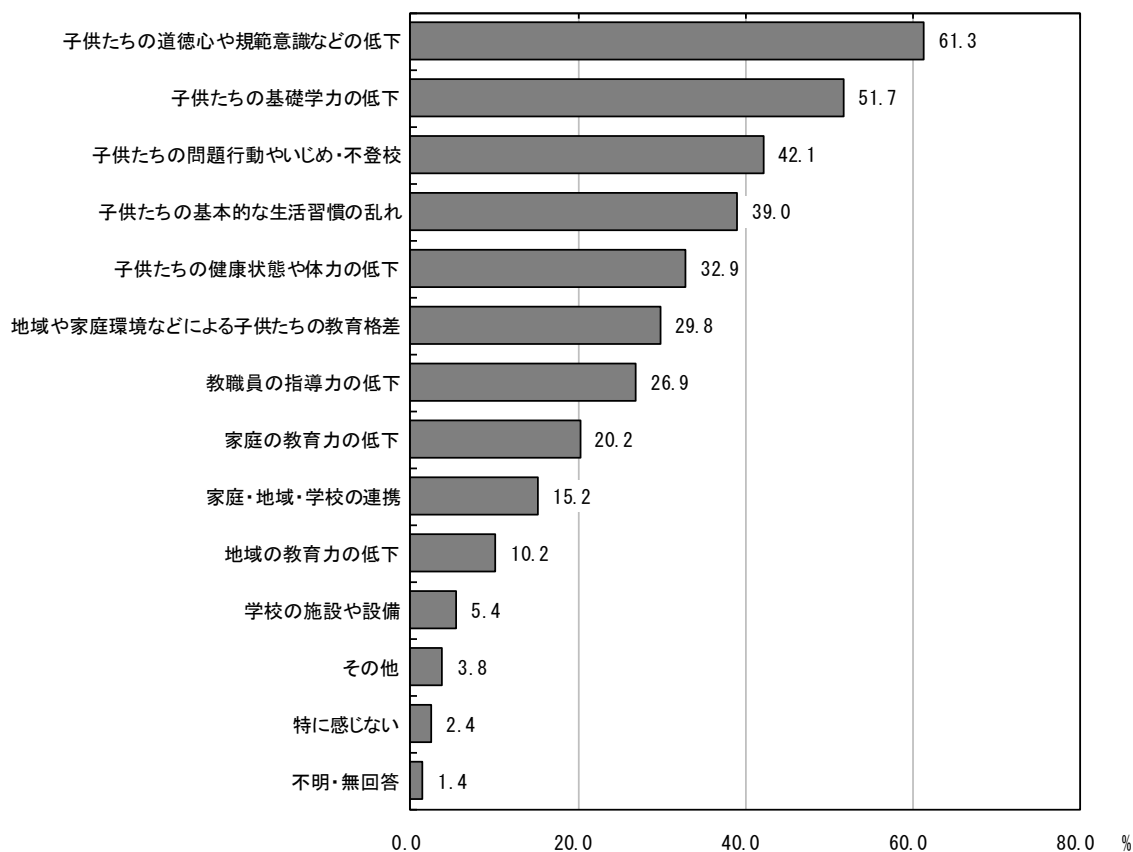
お子さんに将来どのような人になってもらいたいのか 複数回答 n=2,186



5 子供たちや教育の課題

「子供たちや教育の課題」については、「子供たちの道徳心や規範意識などの低下」(61.3%)が最も多く、次いで「子供たちの基礎学力の低下」(51.7%)、「子供たちの問題行動やいじめ・不登校」(42.1%)となっています。

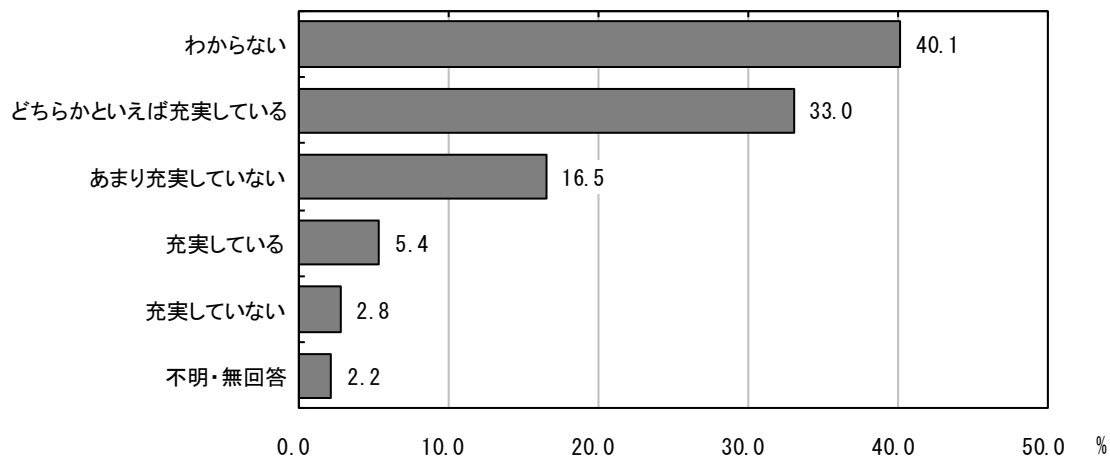
子供たちや教育の課題 複数回答 n=2,186



6 区の学校教育施策について

「練馬区の学校教育施策が充実していると思うか」については、「わからない」(40.1%)が最も多く、次いで「どちらかといえば充実している」(33.0%)、「あまり充実していない」(16.5%)となっています。

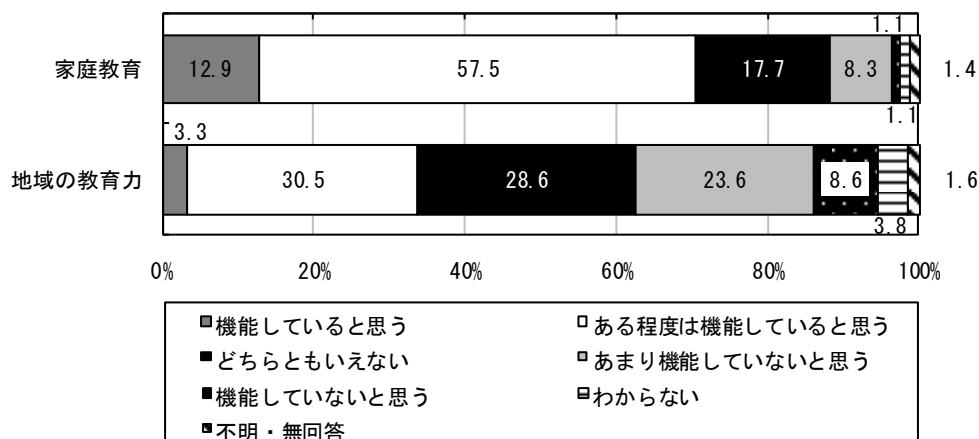
練馬区の学校教育施策が充実していると思うか 単数回答 n=2,186



7 家庭教育、地域の教育力について

「家庭教育、地域の教育力が機能しているか」については、「ある程度は機能していると思う」が「家庭教育」では57.5%、「地域の教育力」では30.5%で最も多くなっています。

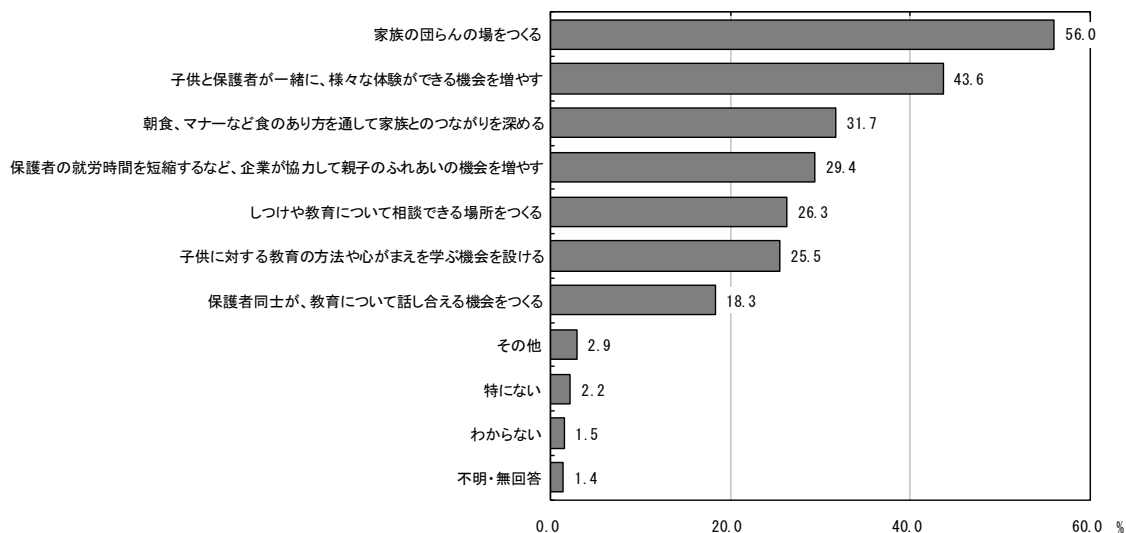
家庭教育、地域の教育力が機能しているか 単数回答 n=2,186



8 家庭教育を充実する上で必要な取組

「家庭教育を充実する上で必要な取組」については、「家族の団らんの場をつくる」(56.0%)が最も多く、次いで「子供と保護者が一緒に、様々な体験ができる機会を増やす」(43.6%)、「朝食、マナーなど食のあり方を通して家族とのつながりを深める」(31.7%)となっています。

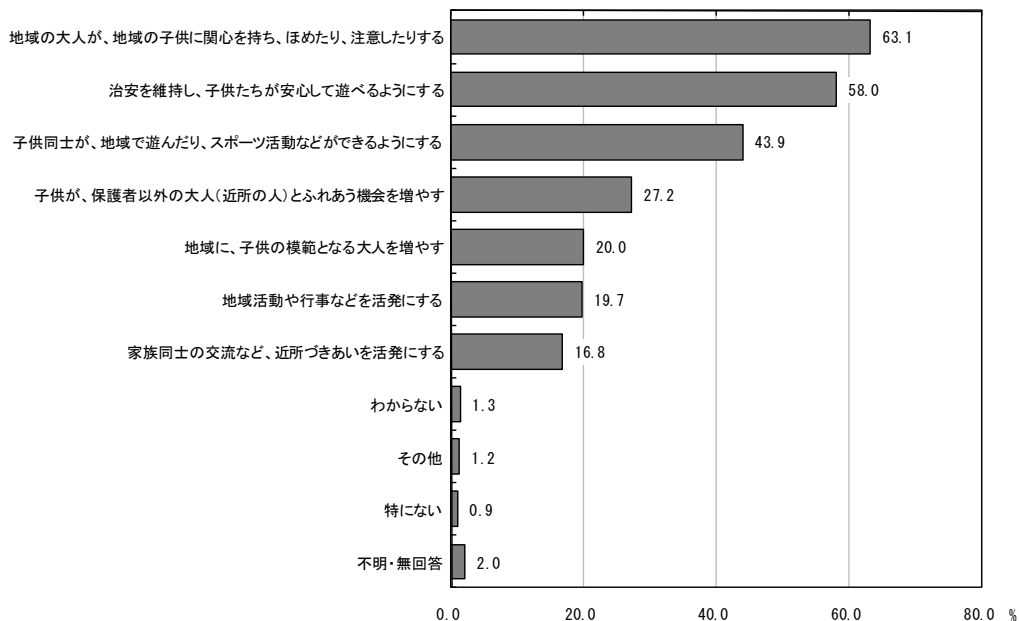
家庭教育を充実する上で必要な取組 複数回答 n=2,186



9 地域の教育力を高めるために必要な取組

「地域の教育力を高めるために必要な取組」については、「地域の大人が、地域の子供に関心を持ち、ほめたり、注意したりする」(63.1%)が最も多く、次いで「治安を維持し、子供たちが安心して遊べるようにする」(58.0%)、「子供同士が、地域で遊んだり、スポーツ活動などができるようにする」(43.9%)となっています。

「地域の教育力」を高めるために必要な取組 複数回答 n=2,186

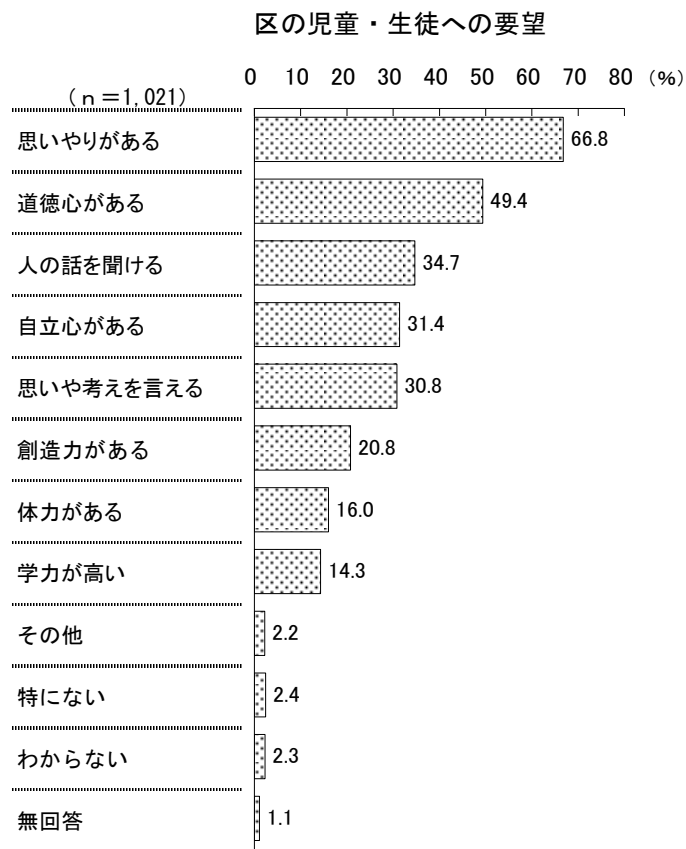


◆2 「区民意識意向調査」の結果より

区では平成23年7月に、区政の課題について区民の意識や意向を把握し、今後の区政運営の基礎資料とすることを目的に、区在住の20歳以上の男女1,500人を対象にした区民意識意向調査を実施しました（有効回収数 1,021 有効回収率 68.1%）。以下に、学校教育に望むことについての主な調査結果を示します。

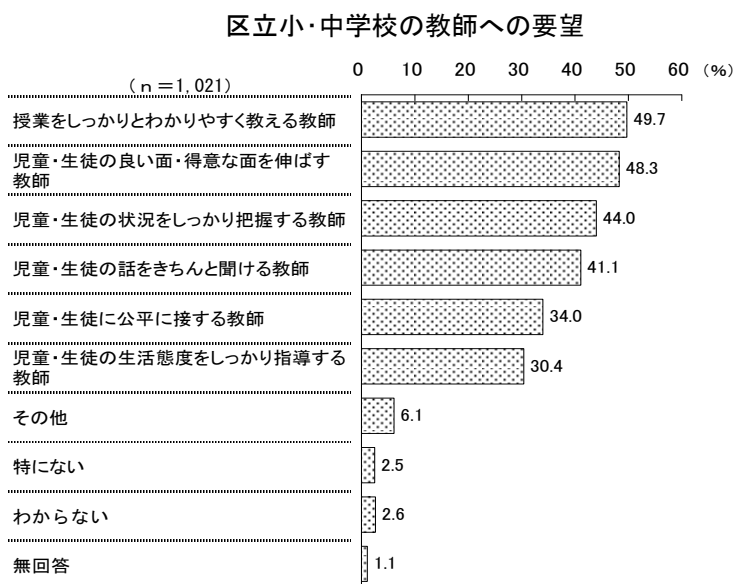
1 区の児童・生徒への要望

「練馬区の児童・生徒に望むこと」は、「思いやりがある」(66.8%)が7割近くと最も多く、次いで「道徳心がある」(49.4%)、「人の話を聞ける」(34.7%)などの順となっています。



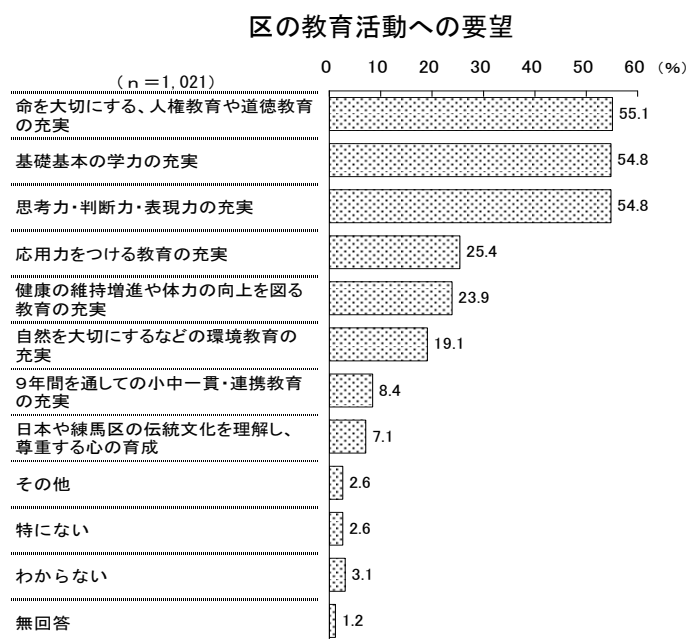
2 区立小・中学校の教師への要望

「区立小・中学校の教師への要望」は、「授業をしっかりとわかりやすく教える教師」(49.7%)が約5割と最も多く、次いで「児童・生徒の良い面・得意な面を伸ばす教師」(48.3%)、「児童・生徒の状況をしっかりと把握する教師」(44.0%)、「児童・生徒の話をきちんと聞ける教師」(41.1%)などの順となっています。



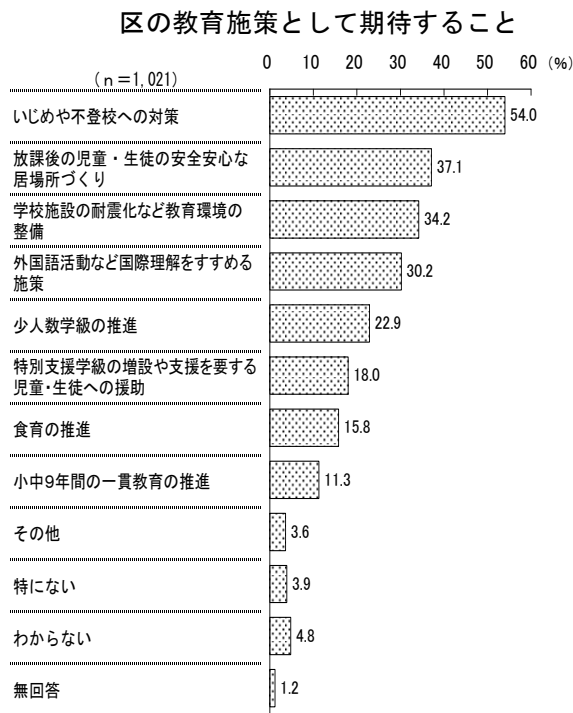
3 区の教育活動への要望

「区はどのような教育活動に力を入れる必要があると思うか」については、「命を大切にする、人権教育や道徳教育の充実」(55.1%)、「基礎基本の学力の充実」(54.8%)と「思考力・判断力・表現力の充実」(54.8%)が5割を超えて多くなっています。



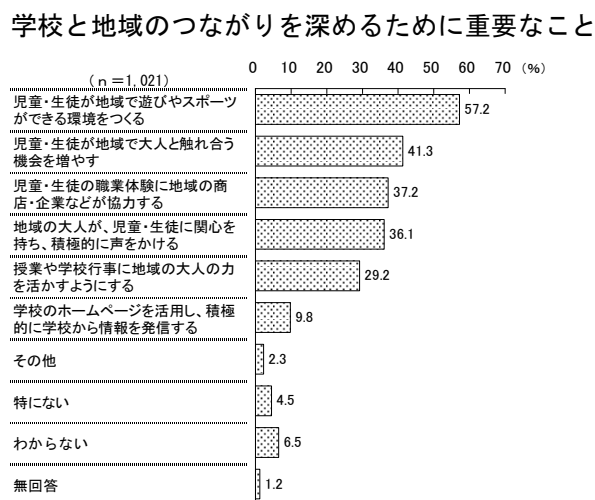
4 区の教育施策として期待すること

「区の教育施策として期待すること」については、「いじめや不登校への対策」(54.0%)が5割を超えて最も多く、次いで「放課後の児童・生徒の安全安心な居場所づくり」(37.1%)、「学校施設の耐震化など教育環境の整備」(34.2%)、「外国語活動など国際理解をすすめる施策」(30.2%)などの順となっています。



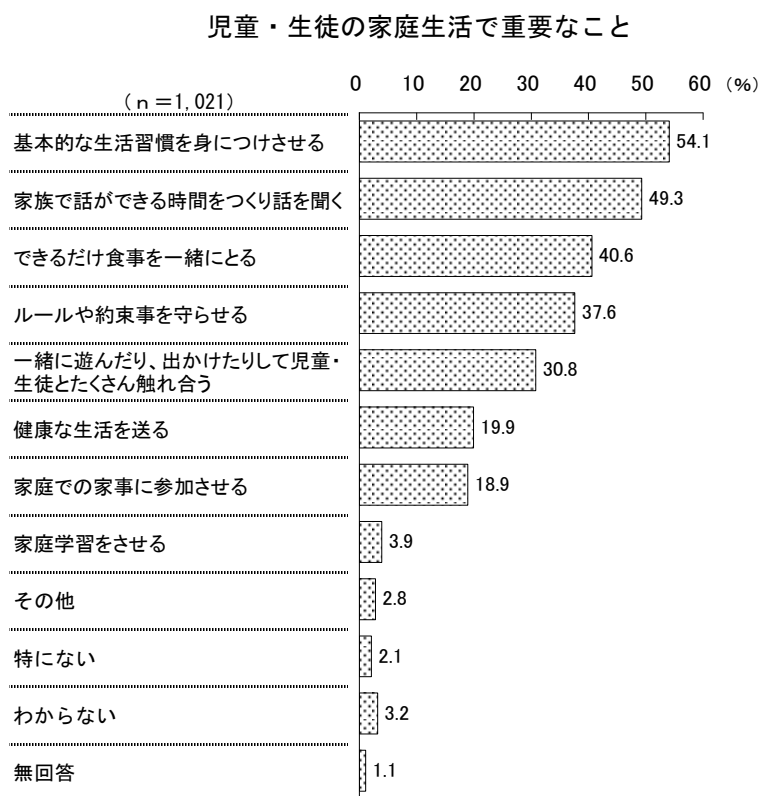
5 学校と地域のつながりを深めるために重要なこと

「学校と地域のつながりを深めるために重要なこと」については、「児童・生徒が地域で遊びやスポーツができる環境をつくる」(57.2%)が6割近くで最も多く、次いで「児童・生徒が地域で大人と触れ合う機会を増やす」(41.3%)、「児童・生徒の職業体験に地域の商店・企業などが協力する」(37.2%)、「地域の大人が、児童・生徒に関心を持ち、積極的に声をかける」(36.1%)などの順となっています。



6 児童・生徒の家庭生活で重要なこと

「児童・生徒の家庭生活で重要なこと」については、「基本的な生活習慣を身につけさせる」(54.1%)が5割半ばで最も多く、次いで「家族で話ができる時間をつくり話を聞く」(49.3%)、「できるだけ食事を一緒にとる」(40.6%)、「ルールや約束事を守らせる」(37.6%)などの順となっています。



～地域の絆で育む「心身ともに健康で知性と
感性に富み、人間性豊かな子供」～

練馬区教育振興基本計画

平成 24 年度（2012 年度）～平成 33 年度（2021 年度）

発行 練馬区教育委員会事務局教育振興部教育総務課

住所 〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

TEL 03-5984-5609（直通）

FAX 03-3993-1196

Eメール GAKKOSHOMU@city.nerima.tokyo.jp